始

無盡簿記提要

全國無盡中央會編
社團法人

特231
893

社團法人 全國無盡中央會編

無盡簿記提要

社團法人 全國無盡中央會版

序

本書は大藏省銀行局編纂に係る「改正無盡取引記帳法」に基き、更に實際上の取扱を參酌して無盡簿記全般に亘り說明を試みたるものなるも、或は尙不備とする所勘からずと思ふが、それらは今後版を改むる毎に漸次改正を加へて行く方針である故、大方諸彦の御叱正を得ば幸甚とする處である。

尙本書は當會囑託淺野信一氏に委囑し、同氏の執筆に係るものである。

昭和十五年六月

社團法人　全國無盡中央會

無盡簿記提要

目次

第一章　總　說……一
第一節　本書研究の範圍……一
第二節　無　盡　取　引……一
一、無盡の仕組……三
二、無　盡　の　種　類……六
三、無盡豫定收支計算表……一一
四、無　盡　の　運　營……一一
五、無　盡　取　引……一三
第三節　無盡簿記創設竝に改正の沿革……一四
一、無盡業法實施前の無盡簿記……一五
二、無　盡　簿　記　の　創　設……一八
三、簿記改正に至る迄……二五
第四節　改　正　無　盡　簿　記……二八

目　次

第五節　簿記の切替實施……三四
第二章　無盡簿記……四九
第一節　無盡簿記の意義……四九
第二節　無盡簿記の特色……五一
第三節　勘定科目……五三
第三章　勘定科目の解說竝に仕譯例……五七
第一節　資産勘定……五七
一、給付口掛金……五七
二、入札差金立替金……六八
三、舊無盡給付資金……七〇
四、拂込金限度貸付……七一
五、給付金限度貸付……七三
六、假拂金……七六
七、繰延勸誘費……七七
第二節　負債勘定……八〇
一、未給付口掛金……八〇

二、入札差金……八四
三、解約返戻金……八九
四、給付補塡備金……九三
五、入札差金補償備金……九五
六、無盡利益備金……九八
七、舊無盡給付資金……一〇一
八、加入豫約金……一〇一
九、期限未到達掛金……一〇二
一〇、擔保見合金……一〇四
第三節　損益勘定……一〇五
一、利益金……一〇五
二、損失金……一一三
第四章　無盡利益金の組入額竝に各種備金所要額計算法……一一三
第一節　無盡利益金の組入額竝に無盡利益備金の計算法……一一三
第二節　給付補塡備金所要額計算法……一三〇
第三節　入札差金補償備金所要額計算法……一三九
第五章　傳票及所要帳簿……一四七

目　次

第一節　傳　票……一四七
一、傳　票……一四七
二、傳票の種類……一四七
三、無盡會社に於て使用する特殊の傳票……一五〇
第二節　所要帳簿……一五五
一、帳　簿……一五五
二、帳簿の種類……一五五
三、無盡簿記に於ける所要帳簿……一五七
第三節　各種帳簿と其の樣式……一五八
一、仕譯日記帳……一五八
二、總勘定元帳……一六二
三、總勘定元帳殘高記入帳（日計表、月計表）……一六三
四、掛金入札差金元帳……一六四
五、掛金入札差金殘高帳……一六九
六、掛金記入帳……一七一
七、入札差金元帳……一七一
八、入札差金立替金元帳……一七一
九、給付原簿……一七三

一〇、無盡利益備金計算帳……一七五
一一、給付補塡備金計算帳……一七八
一二、入札差金補償備金計算帳……一八〇
一三、解約返戻金元帳……一八一
一四、給付金限度貸付金拂込金限度貸付金記入帳……一八三
第六章　記帳實例……一八四
一、記帳例題……一八四
二、傳　票……一九一
三、帳　簿……二〇九
第七章　決　算……二一四
第一節　序　說……二一四
第二節　決算準備手續……二二四
第三節　補助簿の締切……二三五
第四節　損益勘定の整理……二三四
第五節　總勘定元帳の締切及繰越日記……二四五
第六節　本支店決算諸表の合併……二四八
第八章　決算報告表及利益金處分案の作成……二五三

第九章　業務報告書の作成……二六二

目次終

無盡簿記提要

第一章　總說

第一節　本書研究の範圍

無盡簿記の意義には廣狹の二義がある。廣い意義に於ては無盡會社の業務より生ずる取引全部を對象とするものであり、狹い意義に於ては業務中、無盡業務より生ずる取引のみを對象とするものである。無盡簿記の對象となるべき取引を生ずる無盡會社の業務を擧ぐれば、次の如くである。

一　主たる業務

　　無盡の運營

二　從たる業務

有價證券擔保貸付
不動產擔保貸付
無盡加入者に對する貸付
三 其 の 他
有價證券を所有し、銀行への預ケ金、其の他銀行、會社と同樣株式會社として存立上當然爲すべき事務

以上の中(二)及び(三)の業務に付ては同じく金融業たる銀行と異る所が無いから、それ等に關する簿記の詳細に就ては「銀行簿記」に讓り、本書に於ては無盡業務竝に之に關聯するものを主とし、必要に應じ他の業務にも言及することゝし、決算及び業務報告書の作成は重要であるから之を附加へた。

第二節 無 盡 取 引

銀行に於ける貸付、預り金等は一般の常識となつて居る所であるが、「無盡」に付ては尙未だ十分なる認識を得て居ないので少しく詳說する。

無盡取引は無盡の運營より生ずるものであるから、先づ**無盡**より說明する。

(一) 無 盡 の 仕 組

無盡會社に於て運營して居る無盡は、世上一般に行はれて居る賴母子講、無盡講又は單に講會と呼ばれて居るものと同じ仕組である。然し其の目的、種類、態樣は千差萬別であるから、無盡業法（附錄參照）は其の普遍的な要素を摘出して、次の如く定めた。

本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ

仝上の分說

左に之を分說する。

(1) 無盡は金錢融通の一方法である
(2) 融通金額は當初より一定して居る

此の點は貯蓄銀行に於ける定期積金又は保險と同一である。而して其の金額は最高千圓を原則とするが、大藏大臣の認可を得て一萬圓迄引上ぐることが出來る。現在最も多いのは五百圓、千圓等であるが、漸次上昇の傾向にある。無盡は次に述ぶる如く一つの集團を成して居るが、それは此の融通金額（法令上及び無盡會社に於ては給付金額と呼ぶ）を冠して五百圓會、千圓會、五千圓會等と稱ふる。

(3) 一定の口數を以て一組を成して居る

茲に「口」と稱するのは凡ての取引の單位であつて、信用組合に於ける出資口、株式會社に於ける「株」に類似して居るもので、一人にて數口を所有することが出來、其の讓渡も可能である。此の口の一定數を以て一組を組成して居る。之は無盡の主たる特色であり、之から其の他種々の特色が生れて來る。而して此の一組の中に於て資金を集め、それを其の一組の中の者が互に利用して行くのである。此の口數は原則として百口迄、認可を受くれば百二十口迄增加せしむることが出來得る。口數は大體に於て期間に依り決定せられる。期間は五年を原則とするが十年迄延長し得る。此の期間內に於て月一口宛融通を與ふるとすれば五年で六十口、十年で百二十口に滿足を與へ得る。卽ち期間十年、口數百二十口と極限せられて居る所以である。

此の口の所有者を法令では掛金者と稱して居るが、普通加入者又は會員と呼ばれて居る。而して無盡金の給付を受けた口は「給付口」、無盡金の給付を受けない口を「未給付口」と云ふ。

(4)　融通金は各口よりの掛金に依る

融通金（給付金）は一組の各口（加入者）から拂込まれた掛金に依るのである。例へば給付金額が千圓、一組の口數が六十口とすれば、一口約十七、八圓の掛金を拂込ましむるのである。此の零細な資金を集積して一定額の資金を作ることが、金融方法としての無盡の特色である。此の掛金の拂込回數は期間と口數に依り決定せられる。大體は月一回の拂込が多いが、廿日目卽ち年十八回或は年四回等もあり、又中には日掛のものもある。掛金額は每回均一のもの、不均一のもの、單に給付口と未給付口とに依り異るもの及び數段階に分るゝもの等種々の形式がある。

(5)　給付金は每回一口宛給付する

無盡は零細な資金を集積して一定の金額と爲す所に特色があるのであるから、一時に數口に對して給付することは不可能である。從つて每回一口宛の給付となるのは止むを得ない所である（註）。給付回數は原則としてロ數と一致すべきことに定められて居る。

註　一回一口給付と云ふことは無盡の缺點として非難せられる點であるが、現在に於ては無盡加入者へ對する貸付が無制限となつたので、其の方法に依り右の缺陷は除去せられて居る。

(6)　給付の順位は抽籤、入札其の他之に類似の方法に依り決定せられる

每回一口宛給付するためには、多數口の中から一口を選定せねばならない。其の選定の方法として抽籤と入札の方法が採用せられて居る。抽籤、入札の方法は無盡以外の他の場合に行はるゝ抽籤、入札の方法と大差は無いが、入札の最低手取金額は給付金額の八割と云ふ制限が附せられて居る。

(7)　其の他の事項

（イ）前項入札に依り生じたる入札差金（給付金額と落札手取額との差額例へば千圓會に於て八百圓に落札したる場合は二百圓）は、其の一部を無盡會社が取得し、又は取得せず、其の殘額又は全部を其の組の加入口へ分配する。

（ロ）無盡契約が解約せらるゝと、「口」の所有者を失ふことゝなる。斯の如き口を「缺口」と稱する。未だ無盡金を給付しない口を解約した場合には、拂込まれた掛金から解約手數料と曩に分配せられた入札差金とを控除した殘額が拂戻され、それは多くは滿期に於て拂戻さる。

(8) 無盡の利益

無盡會社の收得すべき無盡の利益は何處から生ずるか、それは加入者の拂込む所の掛金の中に含まして居る。卽ち給付金に對して給付金以上の掛金を徵收する。此の給付金超過額は掛金剩餘金（又は會社收得額）と呼ばれて居る。此の掛金剩餘金は期間、金額の如何に拘はらず、其の組の給付金總額の一割五分以內と定められて居る。之は事業年度一期間に割當れば極めて少額のものとなる。

（二）無盡の種類

無盡の種類は前項に述べた無盡利益の收得方法及び給付口、未給付口の各々の掛金總額の定め方等に依り東京式、大阪式、折衷式の三種類に分つことが出來る。

無盡の種類

東京式無盡

(1) 東京式無盡

東京式無盡と稱するものは手數料式無盡とも稱することが出來る。給付口、未給付口各々の掛金に一定の手數料（盡盡利益）を加算する式である。例へば千圓會、期間六十口の無盡に於て、每回の掛金一口十八圓、掛金總額千八十圓の如きものである。卽ち一口から八十圓宛の手數料を徵收するのである。

大阪式無盡

(2) 大阪式無盡

大阪式無盡と稱するものは又銀行式無盡とも呼ばれて居る。一組の中の一部の口に對しては預金利息に相當する金額を支拂ひ、他の口よりは融通利子相當額を徵收するものである。例へば千圓會、期間五年六十口の無盡に於て、終回に給付を受くる口の掛金總額は千二百圓と云ふが如きものである。卽ち前者に對しては百圓の預金利子相當額を支拂ふことゝなり、後者よりは二百圓の融通利子相當額を徵するのである。

折衷式無盡

(3) 折衷式無盡

折衷式無盡と稱するものは兩者の中間を行くものである。一組の中の一部の口は、給付金額と同一掛金額、卽ち頂金利子相當額も融通利子相當額も無く、他の口よりは融通利子相當額を徵するものである。例へば千圓會に於て終回に給付を受くる口の掛金額は千圓、初回に給付を受くる口の掛金額は千百八十

無盡豫定收支計算表

（大阪式無盡掛金表）

一口ノ給付金額千圓
口數六十
開會月一回

回次	抽籤入札	未給付口掛金 口數	一口	小計	給付口掛金 口數	一口	小計	掛金合計	給付金	差引過不足(△)金	差引累計剩餘金	各回給付口總掛金
1		60	21.00	1,260.00				1,260.00	1,000.00	260.00	260.00	1,258.00
2		59	〃	1,239.00	1	23.00	23.00	1,262.00	〃	262.00	522.00	1,256.00
3		58	〃	1,218.00	2	〃	46.00	1,264.00	〃	264.00	786.00	1,254.00
4		57	〃	1,197.00	3	〃	69.00	1,266.00	〃	266.00	1,052.00	1,252.00
5		56	〃	1,176.00	4	〃	92.00	1,268.00	〃	268.00	1,320.00	1,250.00
6		55	〃	1,155.00	5	〃	115.00	1,270.00	〃	270.00	1,590.00	1,248.00
7		54	〃	1,134.00	6	〃	138.00	1,272.00	〃	272.00	1,862.00	1,246.00
8		53	〃	1,113.00	7	〃	161.00	1,274.00	〃	274.00	2,136.00	1,244.00
9		52	〃	1,092.00	8	〃	184.00	1,276.00	〃	276.00	2,412.00	1,242.00
10		51	〃	1,071.00	9	〃	207.00	1,278.00	〃	278.00	2,690.00	1,240.00
11		50	〃	1,050.00	10	〃	230.00	1,280.00	〃	280.00	2,970.00	1,238.00
12		49	〃	1,029.00	11	〃	253.00	1,282.00	〃	282.00	3,252.00	1,236.00
13		48	18.00	864.00	12	22.50	270.00	1,134.00	〃	134.00	3,386.00	1,231.50
14		47	〃	846.00	13	〃	292.50	1,138.50	〃	138.50	3,524.50	1,227.00
15		46	〃	828.00	14	〃	315.00	1,143.00	〃	143.00	3,667.50	1,222.50
16		45	〃	810.00	15	〃	337.50	1,147.50	〃	147.50	3,815.00	1,218.00
17		44	〃	792.00	16	〃	360.00	1,152.00	〃	152.00	3,967.00	1,213.50
18		43	〃	774.00	17	〃	382.50	1,156.50	〃	156.50	4,123.50	1,209.00
19		42	〃	756.00	18	〃	405.00	1,161.00	〃	161.00	4,284.50	1,204.50
20		41	〃	738.00	19	〃	427.50	1,165.50	〃	165.50	4,450.00	1,200.00
21		40	〃	720.00	20	〃	450.00	1,170.00	〃	170.00	4,620.00	1,195.50
22		39	〃	702.00	21	〃	472.50	1,174.50	〃	174.50	4,794.50	1,191.00
23		38	〃	684.00	22	〃	495.00	1,179.00	〃	179.00	4,973.50	1,186.50
24		37	〃	666.00	23	〃	517.50	1,183.50	〃	183.50	5,157.00	1,182.00
25		36	15.00	540.00	24	21.50	516.00	1,056.00	〃	56.00	5,213.00	1,175.50
26		35	〃	525.00	25	〃	537.50	1,062.50	〃	62.50	5,275.50	1,169.00
27		34	〃	510.00	26	〃	559.00	1,069.00	〃	69.00	5,344.50	1,162.50
28		33	〃	495.00	27	〃	580.50	1,075.50	〃	75.50	5,420.00	1,156.00
29		32	〃	480.00	28	〃	602.00	1,082.00	〃	82.00	5,502.00	1,149.50
30		31	〃	465.00	29	〃	623.50	1,088.50	〃	88.50	5,590.50	1,143.00
31		30	〃	450.00	30	〃	645.00	1,095.00	〃	95.00	5,685.50	1,136.50
32		29	〃	435.00	31	〃	666.50	1,101.50	〃	101.50	5,787.00	1,130.00
33		28	〃	420.00	32	〃	688.00	1,108.00	〃	108.00	5,895.00	1,123.50
34		27	〃	405.00	33	〃	709.50	1,114.50	〃	114.50	6,009.50	1,117.00
35		26	〃	390.00	34	〃	731.00	1,121.00	〃	121.00	6,130.50	1,110.50
36		25	〃	375.00	35	〃	752.50	1,127.50	〃	127.50	6,258.00	1,104.00
37		24	12.00	288.00	36	20.00	720.00	1,008.00	〃	8.00	6,266.00	1,096.00
38		23	〃	276.00	37	〃	740.00	1,016.00	〃	16.00	6,282.00	1,088.00
39		22	〃	264.00	38	〃	760.00	1,024.00	〃	24.00	6,306.00	1,080.00
40		21	〃	252.00	39	〃	780.00	1,032.00	〃	32.00	6,338.00	1,072.00
41		20	〃	240.00	40	〃	800.00	1,040.00	〃	40.00	6,378.00	1,064.00
42		19	〃	228.00	41	〃	820.00	1,048.00	〃	48.00	6,426.00	1,056.00
43		18	〃	216.00	42	〃	840.00	1,056.00	〃	56.00	6,482.00	1,048.00
44		17	〃	204.00	43	〃	860.00	1,064.00	〃	64.00	6,546.00	1,040.00
45		16	〃	192.00	44	〃	880.00	1,072.00	〃	72.00	6,618.00	1,032.00
46		15	〃	180.00	45	〃	900.00	1,080.00	〃	80.00	6,698.00	1,024.00
47		14	〃	168.00	46	〃	920.00	1,088.00	〃	88.00	6,786.00	1,016.00
48		13	〃	156.00	47	〃	940.00	1,096.00	〃	96.00	6,882.00	1,008.00
49		12	9.80	117.60	48	18.00	864.00	981.60	〃	△ 18.40	6,863.60	999.80
50		11	〃	107.80	49	〃	882.00	989.80	〃	△ 10.20	6,853.40	991.60
51		10	〃	98.00	50	〃	900.00	998.00	〃	△ 2.00	6,851.40	983.40
52		9	〃	88.20	51	〃	918.00	1,006.20	〃	6.20	6,857.60	975.20
53		8	〃	78.40	52	〃	936.00	1,014.40	〃	14.40	6,872.00	967.00
54		7	〃	68.60	53	〃	954.00	1,022.60	〃	22.60	6,694.60	958.80
55		6	〃	58.80	54	〃	972.00	1,030.80	〃	30.80	6,925.40	950.60
56		5	〃	49.00	55	〃	990.00	1,039.00	〃	39.00	6,964.40	942.40
57		4	〃	39.20	56	〃	1,008.00	1,047.20	〃	47.20	7,011.60	934.20
58		3	〃	29.40	57	〃	1,026.00	1,055.40	〃	55.40	7,067.00	926.00
59		2	〃	19.60	58	〃	1,044.00	1,063.60	〃	63.60	7,130.60	917.80
60		1	〃	9.80	59	〃	1,062.00	1,071.80	〃	71.80	7,202.40	909.60
計			909.60	31,832.40			35,370.00	67,202.40	60,000.00	7,202.40		

無盡豫定收支計算表

（東京式無盡掛金表）

一口ノ給付金額千圓
口數六十
開會月一回

回次	抽籤入札	未給付口掛金 口數	一口	小計	給付口掛金 口數	一口	小計	掛金合計	給付金	差引過不足(△)金	差引累計剩餘金	各回給付口總掛金
1		60	20.00	1,200.00				1,200.00	1,000.00	200.00	200.00	1,086.00
2		59	〃	1,180.00	1	20.00	20.00	〃	〃	〃	400.00	〃
3		58	〃	1,160.00	2	〃	40.00	〃	〃	〃	600.00	〃
4		57	〃	1,140.00	3	〃	60.00	〃	〃	〃	800.00	〃
5		56	〃	1,120.00	4	〃	80.00	〃	〃	〃	1,000.00	〃
6		55	〃	1,100.00	5	〃	100.00	〃	〃	〃	1,200.00	〃
7		54	〃	1,080.00	6	〃	120.00	〃	〃	〃	1,400.00	〃
8		53	〃	1,060.00	7	〃	140.00	〃	〃	〃	1,600.00	〃
9		52	〃	1,040.00	8	〃	160.00	〃	〃	〃	1,800.00	〃
10		51	〃	1,020.00	9	〃	180.00	〃	〃	〃	2,000.00	〃
11		50	〃	1,000.00	10	〃	200.00	〃	〃	〃	2,200.00	〃
12		49	〃	980.00	11	〃	220.00	〃	〃	〃	2,400.00	〃
13		48	〃	960.00	12	〃	240.00	〃	〃	〃	2,600.00	〃
14		47	〃	940.00	13	〃	260.00	〃	〃	〃	2,800.00	〃
15		46	〃	920.00	14	〃	280.00	〃	〃	〃	3,000.00	〃
16		45	〃	900.00	15	〃	300.00	〃	〃	〃	3,200.00	〃
17		44	〃	880.00	16	〃	320.00	〃	〃	〃	3,400.00	〃
18		43	〃	860.00	17	〃	340.00	〃	〃	〃	3,600.00	〃
19		42	〃	840.00	18	〃	360.00	〃	〃	〃	3,800.00	〃
20		41	〃	820.00	19	〃	380.00	〃	〃	〃	4,000.00	〃
21		40	〃	800.00	20	〃	400.00	〃	〃	〃	4,200.00	〃
22		39	〃	780.00	21	〃	420.00	〃	〃	〃	4,400.00	〃
23		38	〃	760.00	22	〃	440.00	〃	〃	〃	4,600.00	〃
24		37	〃	740.00	23	〃	460.00	〃	〃	〃	4,800.00	〃
25		36	18.00	648.00	24	18.00	432.00	1,080.00	〃	80.00	4,880.00	〃
26		35	〃	630.00	25	〃	450.00	〃	〃	〃	4,960.00	〃
27		34	〃	612.00	26	〃	468.00	〃	〃	〃	5,040.00	〃
28		33	〃	594.00	27	〃	486.00	〃	〃	〃	5,120.00	〃
29		32	〃	576.00	28	〃	504.00	〃	〃	〃	5,200.00	〃
30		31	〃	558.00	29	〃	522.00	〃	〃	〃	5,280.00	〃
31		30	〃	540.00	30	〃	540.00	〃	〃	〃	5,360.00	〃
32		29	〃	522.00	31	〃	558.00	〃	〃	〃	5,440.00	〃
33		28	〃	504.00	32	〃	576.00	〃	〃	〃	5,520.00	〃
34		27	〃	486.00	33	〃	594.00	〃	〃	〃	5,600.00	〃
35		26	〃	468.00	34	〃	612.00	〃	〃	〃	5,680.00	〃
36		25	〃	450.00	35	〃	630.00	〃	〃	〃	5,760.00	〃
37		24	17.00	408.00	36	17.00	612.00	1,020.00	〃	20.00	5,780.00	〃
38		23	〃	391.00	37	〃	629.00	〃	〃	〃	5,800.00	〃
39		22	〃	374.00	38	〃	646.00	〃	〃	〃	5,820.00	〃
40		21	〃	357.00	39	〃	663.00	〃	〃	〃	5,840.00	〃
41		20	〃	340.00	40	〃	680.00	〃	〃	〃	5,860.00	〃
42		19	〃	323.00	41	〃	697.00	〃	〃	〃	5,880.00	〃
43		18	〃	306.00	42	〃	714.00	〃	〃	〃	5,900.00	〃
44		17	〃	289.00	43	〃	731.00	〃	〃	〃	5,920.00	〃
45		16	〃	272.00	44	〃	748.00	〃	〃	〃	5,940.00	〃
46		15	〃	255.00	45	〃	765.00	〃	〃	〃	5,960.00	〃
47		14	〃	238.00	46	〃	782.00	〃	〃	〃	5,980.00	〃
48		13	〃	221.00	47	〃	797.00	〃	〃	〃	6,000.00	〃
49		12	15.50	186.00	48	15.50	744.00	930.00	〃	△ 70.00	5,930.00	〃
50		11	〃	170.50	49	〃	759.50	〃	〃	△ 〃	5,860.00	〃
51		10	〃	155.00	50	〃	775.00	〃	〃	△ 〃	5,790.00	〃
52		9	〃	139.50	51	〃	790.50	〃	〃	△ 〃	5,720.00	〃
53		8	〃	124.00	52	〃	806.00	〃	〃	△ 〃	5,650.00	〃
54		7	〃	108.00	53	〃	821.50	〃	〃	△ 〃	5,580.00	〃
55		6	〃	93.00	54	〃	837.00	〃	〃	△ 〃	5,510.00	〃
56		5	〃	77.50	55	〃	852.50	〃	〃	△ 〃	5,440.00	〃
57		4	〃	62.00	56	〃	868.00	〃	〃	△ 〃	5,370.00	〃
58		3	〃	46.50	57	〃	883.50	〃	〃	△ 〃	5,300.00	〃
59		2	〃	31.00	58	〃	899.00	〃	〃	△ 〃	5,230.00	〃
60		1	〃	15.50	59	〃	914.50	〃	〃	△ 〃	5,160.00	〃
計			1,086.00	34,851.00			30,309.00	65,160.00	60,000.00	5,160.00		

無盡豫定收支計算表

（折衷式無盡掛金表）

一口ノ給付金額千圓
口數六十
開會月一回

回次	抽籤入札	未給付口掛金 口數	未給付口掛金 一口	未給付口掛金 小計	給付口掛金 口數	給付口掛金 一口	給付口掛金 小計	掛金合計	給付金	差引過不足(△)金	差引累計剩餘金	各回給付口總掛金
1		60	20.00	1,200.00				1,200.00	1,000.00	200.00	200.00	1,177.00
2		59	〃	1,180.00	1	23.00	23.00	1,203.00	〃	203.00	403.00	1,174.00
3		58	〃	1,160.00	2	〃	46.00	1,206.00	〃	206.00	609.00	1,171.00
4		57	〃	1,140.00	3	〃	69.00	1,209.00	〃	209.00	818.00	1,168.00
5		56	〃	1,120.00	4	〃	92.00	1,212.00	〃	212.00	1,030.00	1,165.00
6		55	〃	1,100.00	5	〃	115.00	1,215.00	〃	215.00	1,245.00	1,162.00
7		54	〃	1,080.00	6	〃	138.00	1,218.00	〃	218.00	1,463.00	1,159.00
8		53	〃	1,060.00	7	〃	161.00	1,221.00	〃	221.00	1,684.00	1,156.00
9		52	〃	1,040.00	8	〃	184.00	1,224.00	〃	224.00	1,908.00	1,153.00
10		51	〃	1,020.00	9	〃	207.00	1,227.00	〃	227.00	2,135.00	1,150.00
11		50	19.00	950.00	10	21.00	210.00	1,160.00	〃	160.00	2,295.00	1,148.00
12		49	〃	931.00	11	〃	231.00	1,162.00	〃	162.00	2,457.00	1,146.00
13		48	〃	912.00	12	〃	252.00	1,164.00	〃	164.00	2,621.00	1,144.00
14		47	〃	893.00	13	〃	273.00	1,166.00	〃	166.00	2,787.00	1,142.00
15		46	〃	874.00	14	〃	294.00	1,168.00	〃	168.00	2,955.00	1,140.00
16		45	〃	855.00	15	〃	315.00	1,170.00	〃	170.00	3,125.00	1,138.00
17		44	〃	836.00	16	〃	336.00	1,172.00	〃	172.00	3,297.00	1,136.00
18		43	〃	817.00	17	〃	357.00	1,174.00	〃	174.00	3,471.00	1,134.00
19		42	〃	798.00	18	〃	378.00	1,176.00	〃	176.00	3,647.00	1,132.00
20		41	〃	779.00	19	〃	399.00	1,178.00	〃	178.00	3,825.00	1,130.00
21		40	18.00	720.00	20	20.00	400.00	1,120.00	〃	120.00	3,945.00	1,128.00
22		39	〃	702.00	21	〃	420.00	1,122.00	〃	122.00	4,067.00	1,126.00
23		38	〃	684.00	22	〃	440.00	1,124.00	〃	124.00	4,191.00	1,124.00
24		37	〃	666.00	23	〃	460.00	1,126.00	〃	126.00	4,317.00	1,122.00
25		36	〃	648.00	24	〃	480.00	1,128.00	〃	128.00	4,445.00	1,120.00
26		35	〃	630.00	25	〃	500.00	1,130.00	〃	130.00	4,575.00	1,118.00
27		34	〃	612.00	26	〃	520.00	1,132.00	〃	132.00	4,707.00	1,116.00
28		33	〃	594.00	27	〃	540.00	1,134.00	〃	134.00	4,841.00	1,114.00
29		32	〃	576.00	28	〃	560.00	1,136.00	〃	136.00	5,977.00	1,112.00
30		31	〃	558.00	29	〃	580.00	1,138.00	〃	138.00	5,115.00	1,110.00
31		30	17.00	510.00	30	19.00	570.00	1,080.00	〃	80.00	5,195.00	1,108.00
32		29	〃	493.00	31	〃	589.00	1,082.00	〃	82.00	5,277.00	1,106.00
33		28	〃	476.00	32	〃	608.00	1,084.00	〃	84.00	5,361.00	1,104.00
34		27	〃	459.00	33	〃	627.00	1,086.00	〃	86.00	5,447.00	1,102.00
35		26	〃	442.00	34	〃	646.00	1,088.00	〃	88.00	5,535.00	1,100.00
36		25	〃	425.00	35	〃	665.00	1,090.00	〃	90.00	5,625.00	1,098.00
37		24	〃	408.00	36	〃	684.00	1,092.00	〃	92.00	5,717.00	1,096.00
38		23	〃	391.00	37	〃	703.00	1,094.00	〃	94.00	5,811.00	1,094.00
39		22	〃	374.00	38	〃	722.00	1,096.00	〃	96.00	5,907.00	1,092.00
40		21	〃	357.00	39	〃	741.00	1,098.00	〃	98.00	6,005.00	1,090.00
41		20	16.00	320.00	40	18.00	720.00	1,040.00	〃	40.00	6,045.00	1,088.00
42		19	〃	304.00	41	〃	738.00	1,042.00	〃	42.00	6,087.00	1,086.00
43		18	〃	288.00	42	〃	756.00	1,044.00	〃	44.00	6,131.00	1,084.00
44		17	〃	272.00	43	〃	774.00	1,046.00	〃	46.00	6,177.00	1,082.00
45		16	〃	256.00	44	〃	792.00	1,048.00	〃	48.00	6,225.00	1,080.00
46		15	〃	240.00	45	〃	810.00	1,050.00	〃	50.00	6,275.00	1,078.00
47		14	〃	224.00	46	〃	828.00	1,052.00	〃	52.00	9,327.00	1,076.00
48		13	〃	208.00	47	〃	846.00	1,054.00	〃	54.00	6,381.00	1,074.00
49		12	〃	192.00	48	〃	864.00	1,056.00	〃	56.00	6,437.00	1,072.00
50		11	〃	176.00	49	〃	882.00	1,058.00	〃	58.00	6,495.00	1,070.00
51		10	10.00	100.00	50	17.00	850.00	950.00	〃	△ 50.00	6,445.00	1,063.00
52		9	〃	90.00	51	〃	867.00	957.00	〃	△ 43.00	6,402.00	1,056.00
53		8	〃	80.00	52	〃	884.00	964.00	〃	△ 36.00	6,366.00	1,049.00
54		7	〃	70.00	53	〃	901.00	971.00	〃	△ 29.00	6,337.00	1,042.00
55		6	〃	60.00	54	〃	918.00	978.00	〃	△ 22.00	6,315.00	1,035.00
56		5	〃	50.00	55	〃	935.00	985.00	〃	△ 15.00	6,300.00	1,028.00
57		4	〃	40.00	56	〃	952.00	992.00	〃	△ 8.00	6,292.00	1,021.00
58		3	〃	30.00	57	〃	969.00	999.00	〃	△ 1.00	6,291.00	1,014.00
59		2	〃	20.00	58	〃	986.00	1,006.00	〃	6.00	6,297.00	1,007.00
60		1	〃	19.00	59	〃	1,003.00	1,013.00	〃	13.00	6,310.00	1,000.00
計			1,000.00	33,500.00			32,810.00	65,310.00	60000.00	6,310.00		

圓と謂ふが如きものである。

以上三種類の無盡に付き加入者側より見たる場合、及び無盡會社側より見たる場合等の利害得失が夫々異るものがあるが、今日に於ては東京式無盡及び折衷式無盡に對して所謂利廻保證を附し、預金利子と相當額を支拂ふ向が多くなり、從つて三者の間に著しき相違を見ざるに至つた。

（三）無盡豫定收支計算表

無盡會社に於ては以上述べた無盡の組立、之より生ずる資金の收支、會社の利益等を一目瞭然たらしむる無盡豫定收支計算表（單に無盡掛金表とも云ふ。）を備へ付て居る。（八頁―一〇頁參照）

（四）無盡の運營

無盡會社は自己の營まんとする無盡を組立て、其の事業方法と加入者との契約條項（契約々款と稱す。）に付き、大藏省の認可を受け、次の如き階程を經て之を運營して行くのである。

(1) 無盡加入者の募集

店頭申込もあるが、主として社員をして加入者を勸誘募集せしむること保險事業と同樣である。從つて「勸誘費」の支出を要する。加入申込の際は申込證據金を徵する場合もあり、徵しない場合もある。

(2) 一組の成立

加入申込の口數が一組の所定口數に達したるときは「組」を成立せしめ、無盡契約證書を作り、加入申込者に對し初回開會の通知を發し、第一回の掛金の拂込を求むる。

(3) 第一回掛金の拂込

組が成立すれば加入者をして所定の期日迄に第一回の掛金を拂込ましむる。此の拂込期日は多くは初回の抽籤又は入札會と同日である。

(4) 抽籤、入札會の執行

第一回の掛金が拂込まるれば玆に初回の抽籤又は入札會を執行し、當落口（者）を決定して初回に給付を受くる口（者）を決定する。

(5) 加入者の受給付能力を調査し、給付すべきや否やを確定する。

當落者から提供した擔保物又は保證人を調査し、無盡金を給付するも債權の回收に差支なきや否やを十分に檢討し、而して給付の可否を確定する。

(6) 無盡金を加入者に給付する

給付確定するや債權保全の手續きを履ましめ、當落者に對し無盡金を給付する。

(7) 第二回掛金を拂込ましむる

此の第二回目からは期日迄に集金員をして掛金を集金せしむる場合が多い。又期日後未拂込のもの丶み集金せしむる向もあり、又更に抽籤、入札會と拂込期日同日の場合加入者自ら持參するのも尠く無い。集金員を使用して集金する場合には「集金費」の支出を要する。

(8) 第二回、抽籤入札會を執行し當落口（者）を決定する。以下第一回と同樣である

斯して毎回掛金を徵收し、當落者を定め、無盡金を給付し、所定の回數を終り加入者全部に對し無盡金を給付し終れば「滿會」と稱し、無盡の「組」は解消するのである。但し給付口掛金で延滯のものがあれば、引續き其の取立を行ふのみである。

無盡會社は常に多數の組を仕立て、右の如き階程を繰返し、以て各組より生ずる利益竝に營業上の餘裕資金運用より生ずる收益に依り經營して行くのである。

(五) 無盡取引

前述した無盡の過程に於て、無盡會社と無盡加入者との間に行はるゝ取引が卽ち無盡取引である。此の無盡取引は次の三つの段階に分れる。

第一段——契約の成立

(1) 會社と加入者との間に無盡契約成立す

第二段——債務履行期の到來

(2)　加入者の掛金拂込期日到來す……加入者側

(3)　抽籤入札會に於て當落者決定し、會社に於て無盡金を支拂ふべき者確定す……會社側

第三段——債務の履行

(4)　現實に掛金を拂込む……加入者側

(5)　現實に無盡金を支拂ふ……會　社　側

無盡簿記の記帳は右段階の中何れより始むべきか、記帳開始の段階如何に依り、勘定科目も相違し、會社の財産狀態を表はすべき目標も異つて來る。從つて之が決定は頗る重大である。それ等の詳細は次節に於て述ぶることゝする。

第三節　無盡簿記創設竝改正の沿革

(一)　無盡業法實施前の無盡簿記

無盡業法實施(大正四年十一月)前に於て、各無盡會社の採用せる無盡簿記は種々雜多であつたが、大凡次の三つに分け得る。

第一法　契約上の掛金の總額を資產とし、給付すべき總額を負債として揭ぐ。

實例　前揭大阪式無盡掛金表(九頁參照)に依る契約成立當時のバランス

資　產　金　額		負　債　金　額	
無盡掛金	六七、二〇二・四〇円	無盡給付金	六〇、〇〇〇・〇〇円
		無盡利益金	七、二〇二・四〇
計	六七、二〇二・四〇	計	六七、二〇二・四〇

第二法　未給付口の掛金を「預り金」とし、給付金の一部は「預り金の拂戻」となし、他は「貸金」と看做し、給付濟の掛金を「貸金の辨濟」として計算す。

實例　同上初回開會し、一口給付したる時のバランス

資　產　金　額		負　債　金　額	
會員貸付金	一、二三七・〇〇円	會員積立金	一、二三九・〇〇円
現　金	二六〇・〇〇	無盡利益金	二五八・〇〇
計	一、四九七・〇〇	計	一、四九七・〇〇

第三法　掛金は最後に至る迄負債として揭げ、給付金は返濟積立あるに拘らず、最後迄給付金の全額を

掲げ、最後に至りて兩者を引落す。

實例　同上終回に於けるバランス

資産	金額	負債	金額
會員貸付金	六〇、〇〇〇・〇〇円	會員積立金	六七、二〇二・四〇円
現金其他	七、二〇二・四〇		
計	六七、二〇二・四〇	計	六七、二〇二・四〇

立案者不採用の理由

無盡簿記立案者は以上の方法を採用しなかつた。其の理由は次の如くである（大正七年大藏省に於て開催せられたる地方無盡主任會協議會に於ける前檢査官菅谷幸一郎氏の説明に據る）。

『第一法に對する非難

此の法は契約に基き徴收すべき掛金を最後に到る分迄資産として計上するも、拂込の遠き將來にある債權の如きは、之を相當割引するに非ざれば其の實價を得る能はず。然るに之を割引せずして掲ぐるの不便あり。尙此の計算に於ては、契約當初に於て、無盡契約期間即ち三年、又は五年間の利益全部が掲上せらるゝ計算となるを以て、利益を先んじて配當するに至るの不便あり、尙缺口又は權利義務の讓渡に依り、掛金者に變更あるべきに拘らず、之を確定せるものとして計算し、或は大阪式無盡に在りて給付濟者の返掛金が增加する場合に於て、徒らに繁雜なる計算を爲さゞるを得ざる等の不便あり。

第二法に對する非難

〔1〕　計算の精神が無盡業法第一條に副はず、即ち同法に依れば無盡取引なるものは「預り」及び「貸付」にあらず、特殊の取引なり、然るに之を「預り金」及び「貸金」と同樣に計算整理するは不適當なり。

〔2〕　無盡の計算上、最も重きを置くべきは、將來給付を爲すべき資金の計算を明確ならしむるに在る。元來其の責任準備なるものは無盡の掛金の全額又は其の大部分を以て之に充つべきものにして、其の掛金は既に徴收したるものは勿論、延滯のものと雖、豫定收支の計算上より之を準備資金に充當し居るを常とするを以て、之等の計算を明かにするに非ざれば計算の整備を期するを得ず。然るに前述の計算に在りては掛金は既收のものゝみを掲げ未收のものを掲げざること、及び給付濟者の掛金は貸金の返濟金の如くなり、計算上に在りては隱れたるものとなりて、貸借對照表上にも其の額を判明ならしめる能はず。從つて無盡給付資金の計算明かならざるが爲め、無盡會社に於て勝手なる計算を以て利益の配當を爲し、之が爲め利益の喰い込みを爲し、其の結果資産の確實を缺くに至りしもの尠からず。

第三法に對する非難

責任準備計算明かならざると、其の掛金及び給付金の計算上の觀念が無盡業法第一條の定義と一致せ

さるの缺點あるのみならず、貸借の金額を徒に增大ならしむる缺點がある。即ち給付濟者より徵する掛金の如きは、最後迄之を負債として計算するは、無盡取引の性質上適當を缺くのみならず給付金即ち會社から云へば義務履行の金額の全部を資產として揭ぐるが如きは穩かならず、尙其の資產負債の全額が、契約滿期に至り一時に消滅するが如く計算する點も亦理論上適當ならず。」

第一法は無盡取引の第一段階「契約の成立」に基き記帳を開始する方法であり、第二法及び第三法は第三段階の「債務の履行」（現金の收支）に基き記帳を開始する方法である。然るに大藏省に於ては之等の方法は前述の如く「無盡取引に適當なる記帳法と認められず」と爲し新なる方法を創設された。

無盡簿記の創設

(二) 無盡簿記の創設

無盡業法制定と同時に創設せられた無盡簿記は、無盡取引の第二段階たる「債務履行期の到來」に依つて記帳を開始することゝした。其の結果次の如く記帳せらるゝのである。

新記帳例

例題　千圓會、五年、六十口、掛金は前揭大阪式無盡掛金表（九頁參照）に依る

1　初回掛金期限到來す

借　　方　　貸　　方

未收無盡掛金　一、二六〇、〇〇円　　無盡給付資金　一、二六〇、〇〇円

2　掛金入金す

借　　方　　貸　　方

現　　金　一、二六〇、〇〇円　　未收無盡掛金　一、二六〇、〇〇円

3　抽籤會にて當籤者決定す

借　　方　　貸　　方

無盡給付資金　一、〇〇〇、〇〇円　　未拂無盡給付金　一、〇〇〇、〇〇円

4　無盡金を支拂ふ

借　　方　　貸　　方

未拂無盡給付金　一、〇〇〇、〇〇円　　現　　金　一、〇〇〇、〇〇円

5　落札金を支拂ふ

借　　方　　貸　　方

未拂無盡給付金　一、〇〇〇、〇〇円　　未拂入札差金　二〇〇、〇〇円
　　現　　金　八〇〇、〇〇
　　計　　一、〇〇〇、〇〇

無盡簿記提要

6　入札差金を掛金に充當

借方		貸方	
現金	一七・九五円	未收無盡掛金	二一・〇〇円
未拂入札差金	三・〇五		
計	二一・〇〇	計	二一・〇〇

7　解約の處理

借方		貸方	
無盡給付資金	四二・〇〇円	未拂解約返戻金	一八・九五円
		解約手數料	二〇・〇〇
		未拂入札差金	三・〇五
計	四二・〇〇	計	四二・〇〇

8　無盡利益金を組入る

借方		貸方	
無盡給付資金	八四・〇二円	無盡利益金	八四・〇二円

以上に依り「無盡勘定」としてバランスに現はるゝものは、次の勘定である。

バランス面に現れたる「無盡勘定」

資產勘定（借方）
- 未收無盡掛金

負債勘定（貸方）
- 未拂無盡給付金
- 未拂入札差金
- 未拂解約返戻金
- 無盡給付資金

右の中、資產として計上せらるゝ「未收無盡掛金」は「未給付口掛金」と「給付口掛金」との兩者を含み、掛金の期限が到來し延滯せるものゝみが現はれる。從つて延滯なき場合は本勘定は零となる。負債勘定に於ける「未拂無盡給付金」も、毎回順調に給付するときは零となる。「無盡給付資金」は利益を全額計上する東京式無盡に於ては零となり。利益一部留保の大阪式無盡等に於ては殘高を生ずる。新簿記の立案者は之等の勘定の存否を以て、無盡運營の狀態を經營者竝に一般に知らしめんとしたのである。而して一般銀行、會社のバランスに反し、無盡會社に於ては「無盡勘定」（無盡給付資金を除く）の殘高多きことは卽ち、會社成績の不良を示す結果となつて居る。

新簿記は右の如く、一般簿記の原則に依らず、加入者側の債務履行期の到來（掛金拂込の期限到達）に

依つて記帳を起し、現金の收入に依つて、借方（資產勘定）に計上されたる金額は減少する。又會社側の債務履行期の到來（當落者の決定）に依つて、其の給付額が貸方（負債勘定）に記帳され、無盡金の支拂に依つて、其の金額は減少する。斯の如きは恐らく簿記界に於ける劃期的企てと考へる。而して右の例に依つて見らるゝ如く「無盡給付資金勘定」が其の中心を成して居るから、此の勘定に關する菅谷氏の說明を聞くに次の如くである。

「無盡給付資金勘定」の說明

『（A）無盡の計算中、其の性質最も複雜せるものは無盡給付資金である。無盡給付資金は、將來給付の準備として備ふべきものなるも、財產其のものを指すに非ず、會社の各種の資產中、將來の「給付の資金」に充つべき、豫算額を指すものにして、無形の勘定なるも、會社の財產の總額が無盡給付資金の額を超過する以上は、無盡給付資金は存在するものと謂はざるべからず。從來掛金が不足する場合には、會社の財產を以て立替を爲して、給付金を仕拂はざるべからずと謂ふものあるも、無盡給付資金なる勘定を設くるときは、計算上に於ては特に立替を俟たずして、其の他の財產が當然、無盡給付資金となるが爲、財產の所屬區分判明し、之を流用消費する能はざるに至る。

（B）元來無盡給付に備ふべき資金の額は、豫定收支計算表に於ける掛金の範圍內に在るべきことは明なるも、給付すべき現金は强て掛金の受入れより生じたる現金を以てするの要なく、株金の拂込みに依り取得たる現金なり又は有價證券の賣却代金なり、放資方法としての回收金なり又は借入れに依り得たる現金なりにて、仕拂ひ支障なきものなるを以て、掛金其の他の財產が減少することあるも、資金之に伴ふて減額するものにあらず。卽ち給付の義務額が減少せざる限りは、掛金其の他の財產が減少するも、資金は減少するものにあらず。未收掛金が缺損に歸することあらば、會社の利益は減少することあるも資金は減少することなし。

（C）尙、給付資金の性質を明かならしむる爲、之を保險の責任準備金と對照研究すれば、責任準備金は保險掛金なる利益中より、其の一部を特に積立つるものなるを以て、積立て得べき最小限度につき嚴格なる制限を加ふるの必要あるも、無盡給付資金は掛金の期限到達高が當然資金の額となり、之を他に支出することなき以上は、資金は常に豐富となるべきものなるにつき、唯資金より利益として控除すべき最大限度につき嚴格なる制限を加ふれば足ること、す。

（D）更に資金を定期積金の仕拂準備と比較すれば、玆に定期積金にして每月貳圓六拾錢宛、三年拂込み、三年末に至り百圓を渡すものにありては、拂込高九拾參圓六拾錢と、六圓四拾錢の給付補塡備金を以てすれば足れり。然れども無盡にありては、一團のもの、掛金の內、延滯するものあるも、損失に歸するものあるも、之が爲め給付を減ずる能はざるを以て、

受入金と補塡備金との外に、延滯掛金と缺損に歸したる掛金とを加へたる金額をも備へ置くの必要あり。之兩者の著しく異る點なり。」

新簿記の特色

右の如く、新無盡簿記は十分考慮せられたる「無盡給付資金勘定」を中心として組立られたるものなるが、其の特色を擧ぐると次の如くである。

1　無盡の一組を基礎として組立らる

2　其の主要勘定に於て權利關係を主とする振替（兩立）計算を採用し、金錢の收支に依り該勘定の金額減少す

3　金錢收支に基きたる資産負債を表はさず

新簿記の非難弊害

新無盡簿記は最も無盡取引の性質に適當したる簿記であつたが、一般簿記の原則に依らざりしこと、中途にして處理を誤つた爲め種々の非難、弊害を生ずるに至つた。

（A）新簿記に對する主たる非難

1　複雜にして理解に困難なり

2　眞の資産負債を表はさず

（B）新簿記に依り生じたる弊害

無盡給付資金は「混合勘定」なるを以て、其の處理を嚴格にすべき筈なるに却つて、其の不明瞭性を利用し、現實に生ぜざる利益を計上し、又は計上すべき金額を隱し、不知不識の間に會社に大なる缺陷を生ぜしめた。之が爲め新簿記改正の聲が起き遂に改正せらるゝに至つたのである。

簿記改正に至る迄の經過

（三）簿記改正に至る迄

1　昭和四年頃より無盡簿記改正論盛んとなる（註一）

2　昭和五年六月　全國無盡中央會（當時全國無盡集會所と稱す）調査會に於て本問題を採り上ぐ

3　昭和十年四月　調査會研究を發表す

4　昭和十年七月　調査會第二回研究を發表（註二）

5　同月　全國無盡中央會本問題に關する大藏省の諮問に對し答申す

6　昭和十一年七月　大藏省は無盡取引第三段階たる「現金收支」（債務履行）に依る改正案內示（未定稿）發表

7　同十三年二月　大藏省改正記帳例示

8　同年七月　大藏省令第四二號を以て無盡業法施行細則附屬雛形を改正し、新勘定科目を示さる

9　同年八月　大藏省は藏銀第二四一八號通牒別册として「改正無盡取引記帳法」を無盡會社に對し配布せらる

無盡簿記提要　　二五

10　昭和十四年七月一日　改訂無盡簿記實施

註一　發表されし改正論の內譯

契約成立說　六

債務履行期到來說　二

現金收支說　一八

註二　研究の要旨（昭和十年七月）無盡簿記改訂案としては

一　無盡契約成立に基く方法

二　金錢收支に基く方法

三　現行簿記の補整方法

の三方法あり。一、二の兩者を組合せて一つの方法と爲すことを得れば最も理想的なり。單に便宜上之を組合すことは可能なれども、理論上一貫せざること、なるを以て、之は暫らく措き、無盡契約成立に基く方法と金錢收支に基く方法竝に現行簿記の補整方法に就き、之が大略を說明する。

一　無盡契約成立に基く方法

(1)　無盡契約の本質に合すること

(2)　會社の業績を如實に示すこと

(3)　本法に於ては不當利益組入を防止し、且支拂備金關係を明瞭ならしむこと

(4)　金錢の收支に依る金額は別に貸借對照表中に明示すること

記帳法（略）

二　金錢收支に基く方法

(1)　金錢收支に基く方法は理論一貫せざる所あり

(2)　會社の事業繼續中は清算貸借對照表を示すの要なかるべし

(3)　金錢收支に基く記帳法は右の如き缺點を有すると雖も、從來經濟的方面より見たる無盡の見方、卽ち給付は貸付、未濟口掛金の拂込は積立とする見方は業法實施前の無盡會社に於て最も多く採用せられたる所にして、一般大衆にとり又從業員にとり最も解し易き所なり。而して期限到達の未收無盡掛金及び未拂無盡給付金を計上せざるに於ては記帳方法も亦最も簡便なり。

記帳法（略）

三　現行無盡簿記補整方法

(1)　未拂無盡給付金なる科目名を無盡給付金とし、會の到達每に無盡給付資金より無盡給付金へ必ず振替へること

(2)　解約返戻立替金なる科目を設定すること

(3)　入札差金立替金なる科目を設定すること

無盡簿記提要

(4) 會社の資產負債を明らかならしむる爲め、貸借對照表の欄外に給付口受入未濟掛金額及び給付未濟口受入濟掛金額を附記すること

第四節　改正無盡簿記

改正無盡簿記は無盡取引第三段階たる「金錢收支」（債務履行）に基き記帳を起す方法を採用され、當局は其の理由として左の如く說明せられた。

「圖の收支に重點を置き、掛金の拂込期限到達に依り記帳を起す現行㊟の方法を、會社と各加入者との債權債務關係を表示することに重點を置き、掛金受入又は給付金支拂により記帳を起す方法に改む」と

㊟　昭和十四年六月以前を指す。以下同樣

卽ち舊無盡簿記は一組の收支——毎回の收支——に重きを置いたので、毎回の收入に延滯なく支出に遲れが無ければ、無盡勘定の殘高は殘らず、恰も無盡を管理して居るかの如き狀態であつた　乍然「給付口」に付て考ふれば、其の回以後の掛金は會社に取りて確定した債權として現存して居る。又未給付口掛金も解約すれば、從來の拂込みし掛金は返却を要することゝなる。然るに之等の金額はバランスの表には現はれて居ない。只經過した回迄の未收、未拂のみが資產、負債として計上さるゝに過ぎない。

改正簿記の根據

それを改正簿記は、加入者と會社との債權債務關係に重點を置き、給付口より取立つべき掛金を資產（借方）とし、「未給付口掛金」の積立てられたものを負債（貸方）に計上することゝしたのである。乍然之が爲め無盡の仕組、竝に一組を基礎として計算さるゝ點に於ては毫も變化は無い。舊無盡簿記に於て債權として資產に計上した「未給付口掛金」を貸方に計上するのは、聊か奇異の感に打たるゝのであるが、今回の簿記は前述の如く、債務の履行卽ち現金の收支に基き記帳を起す關係上、受入れられたる掛金は現金として借方に計上さるゝため、勢ひ其の相手科目として貸方勘定を必要とし、其の現金の性質に據り、「未給付口掛金勘定」となつたのである。法律上の觀念は暫らく措き、經濟上の形からは積立金（預り金）の如く扱ふことが、一般常識上わかり易いと考へられたのである。無盡勘定の科目內容の變更に伴ひ、新に「給付補塡備金」、「入札差金補償備金」等を設けて給付資源の充實に努め、「無盡利益備金」を設けて同時に無盡利益組入方法を確立し、不當なる利益組入を防止することゝなした。

今當局の改正せられたる要旨を考ふるに大體左の如くである。

「現行無盡簿記は無盡の圖組織と其の收支に重點を置くもので、圖自體の收支を表示するところありと雖も、會社と加入者個人間の債權債務の關係を明かにせず、之が爲に無盡會社の資產負債の全貌は明示せられない、其の結果無盡利益の過當組入行はれ、種々なる弊害を生じた。

改正簿記の主眼點

今回改正せる簿記に於ては斯の如き從來の簿記の缺陷を除去する爲め、其の重點を會社と加入者個人間の債權債務關係に置き、(一)會社の資産負債を明瞭にし、(二)無盡利益の過當組入を防止し、更に(三)可及的に簿記組織を簡易ならしむることを其の主眼點としたのである。

改正の大綱

改正の大綱を述ぶれば次の如くである。

(一)　記帳開始時期の變更

從來の簿記に於ては掛金拂込の期限到達日に給付ロ、未給付ロを問はず未收無盡掛金と無盡給付資金とを兩立することを以て記帳を開始し、未收掛金を徵收したるとき未收無盡掛金を減額することとせるも、改正簿記に於ては期限到達の際には記帳を起さず、掛金の入金ありたるとき記帳を開始す。

(理由)　掛金の期限到達は實際の資産負債に變動を生ぜず簿記上必ずしも之が記帳を要する取引に非ず、而も之が記帳の爲め多大の手數を要するを以て、改正簿記に於ては期限到達の際には記帳を起さず掛金入金のとき記帳を開始することとした。

(二)　未收無盡掛金の廢止と未給付ロ掛金の設定

未收無盡掛金と未給付ロ掛金と給付ロ掛金は之を廢止した。而して未給付ロに付ては掛金を受入れたる記帳開始時期の變更に伴ひ、未收無盡掛金は之を廢止することとし、給付ロに付ては給付金を支拂ひするときは、未給付ロ掛金なる貸方勘定を設け之を處理することとし、給付ロに付ては給付金を支拂ひたるとき、其の掛金總額を借方勘定の給付ロ掛金として計上し、之に其のロの未給付ロ掛金を充當することゝし、爾後其の掛金を受入るゝ毎に給付ロ掛金を減額することゝしたのである。

(理由)　未收無盡掛金を廢止したるは、記帳開始時期を變更したる當然の結果で、而も之が爲め從來の未給付ロ未收無盡掛金の如き資産として計上するの要なきものを掲ぐるの煩を除いたのである。

未給付ロ掛金を設けたのは、未給付ロの受入濟の掛金に付ては給付完了せざる間は、加入者に於て自由に解約を爲し返還を受け得るものであるから負債に計上し、給付金支拂の資金とするを適當と認められたためである。又給付ロ掛金を設けたのは、給付ロの受入未濟掛金は會社の確定せる債權であるから之を資産として計上するを適當とし、從來の如く期限未到達なるの故を以て之を資産に計上せざるは不適當なりと認められたるに依る。

(三)　無盡給付資金及び未拂無盡給付金の廢止と無盡利益備金、給付補塡備金及び入札差金補償備金の設定

改正簿記に於ては無盡給付資金及び未拂無盡給付金を廢止し、新に無盡利益備金、給付補塡備金及び入札差金補償備金を設けた。

(理由)　從來の簿記に於ける無盡給付資金は、未經過の無盡利益及び將來給付に充つる可き準備金

（總掛金が給付金に滿たざる口の不足額を含む）の二つの異なれるものを包含する勘定で、性質複雜なるを以て、之を廢止した。未經過無盡利益に相當する勘定として別に無盡利益備金を設け、右の內經過に從ひ適當の利益を組入るゝことゝした。

將來の給付に充つる爲めの準備金として既述の未給付口掛金勘定の外に、總掛金が給付金に滿たざる口の不足額に充つる爲に給付補塡備金を設け、又入札差金の配當保證を爲すもの丶配當補償額の積立方法として、新に入札差金補償備金を設定した。入札差金に配當保證を爲すものに付ては、從來補償金支出の都度損失として計上し居れるも、斯の如きは損失負擔に公正を缺くものにして、簿記處理上適當なる取扱と謂ふを得ない。依つて該負擔額を公正に分擔せしめんが爲め新に入札差金補償備金を設定したのである。

尙、未拂無盡給付金に付ては現實に生じたる給付金の債務を表示すべきものなるに拘らず、其の實情を見るに正確なる記載を爲し居らざるもの多く、徒に有名無實のものとなつて居たので、今回之を廢止することゝしたのである。』

右に依り改正簿記は「無盡勘定」として、次の如き勘定が設けられたることを知る。

改正簿記の「無盡勘定」

資產勘定（貸方）

負債勘定（借方）

未給付口掛金

入札差金（前と同じ）

解約返戻金（同上）

無盡利益備金

給付補塡備金

入札差金補償備金

右の如く舊簿記と全く異れる勘定科目となつた結果、無盡會社の內容そのものも前と異れるかの如き感を抱かせるが、會社の內容には何等の影響はなく。只從來陰に隱くれしものが表に現はれ、從來現はれて居たものが陰に隱くれたに過ぎない。又前述の如く無盡の組立には何等の改正が行はれて居ないのであるから、そこに變化の生じないのは當然である。筆者は一個の水差を以て之を說明して居る。

無盡簿記提要

從來の簿記は水差を正面から見た場合であり、改正簿記は側面から見た場合である。正面と側面と其の眼に映じ方は違つても、水差は同一であると同様、會社の内容は同一なのである。

第五節　簿記の切替實施

簿記の切替實施

昭和十四年七月一日無盡會社に於ては勘定の切替を行つた。「勘定の切替」と謂ふが如きことは恐らく他に其の例を見ないであらう。

切替處理に關する通牒

左に切替處理に關する大藏省銀行局長の通牒（昭和十四年五月八日藏銀第一一六三號）を掲げ、實例に付き說明する。

通牒第一項

通牒第一項

本年（昭和十四年）上期末現在貸借對照表ヲ基礎トシ其資產勘定中「未收無盡掛金」ヲ除キ「給付口掛金」（營業報告書第七項八、當期末現在受入未濟掛金高內譯ニ於ケル給付濟口掛金計ニ計上スベキ金額）ヲ計上シ又負債勘定中「未拂無盡給付金」及「無盡給付資金」ヲ除キ「未給付口掛金」（營業報告書第七項七、當期末現在受入濟掛金高內譯ニ於ケル給付未濟口掛金ニ計上スベキ金額）ヲ計上スルコト

但シ右計算ニ當リ改正無盡取引記帳法ノ趣旨ニ照シ更ニ考慮スベキ勘定アルトキハ之ヲ斟酌シ計算スルモノトス

右計算ノ結果生ズル資產ノ過不足額ニ付テハ第三項乃至第五項ニ依リ處理スルモノトス

實例A

實例A

切替前期末貸借對照表

資產	金額	負債	金額
現金預ケ金	一七八、八七八円	△未拂無盡給付金	一、〇〇〇円
有價證券	一六、九三七	未拂入札差金	五、九二九
諸貸付金	一、〇一一、六六七	未拂解約返戻金	一二、九九三
△未收無盡掛金	七五、三三八	△無盡給付資金	一、一六〇、一六一
假拂金	六、八五五	假受金	八、七六四
營業用土地建物什器	五三、一四九	期限未到達掛金	三八、七二九
所有動產不動產	四二、〇四五	資本金	一五〇、〇〇〇
拂込未濟資本金	三四、〇〇〇	諸積立金	三三、七〇〇
		當期利益金	七、五九三

合　計　一、四一八、八六九

○給付濟口掛金受入未濟高　一、〇三〇、二七三圓……給付口掛金

○給付未濟口掛金受入濟高　一、七九三、九五五圓……未給付口掛金

切替後貸借對照表

資産	金額	負債	金額
合計額	一、四一八、八六九円	合計額	一、四一八、八六九円
(一)未收無盡掛金	七五、三三八	(一)未拂無盡給付金	一、〇〇〇
(十)給付口掛金	一、〇三〇、二七三	(一)無盡給付資金	一、一六〇、一六一
		(十)未給付口掛金	一、七九三、九五五
差引計	二、三七三、八〇四	差引計	二、〇五一、六六三
		○資産過剩額	三二二、一四一
		合計	二、三七三、八〇四

實例B

切替前期末貸借對照表

資産	金額	負債	金額
現金預ケ金	一二〇、〇九四円	△未拂無盡給付金	七、八〇〇円
有價證券	六六四	未拂入札差金	五、六六九
諸貸付金	一七二、八〇〇	未拂解約返戻金	四、〇二四
△未收無盡掛金	一二九、六九一	△無盡給付資金	三一七、四八二
假拂金	二〇、一六三	假受金	五、四七四
營業用土地建物什器	五、七六七	期限未到達掛金	一八、七五三
所有動產不動產	三九、二七六	資本金	七五、〇〇〇
		諸積立金	四八、四三〇
		當期利益金	五、八二三
合計	四八八、四五五	合計	四八八、四五五

○給付濟口掛金受入未濟高　六二八、四一〇圓……給付口掛金

○給付未濟口受入濟高　七二二、五五四圓……未給付口掛金

無盡簿記提要

切替後貸借對照表

資産	金額
合計額	四八八、四五五円
(一)未收無盡掛金	一二九、六九一
(十)給付口掛金	六二八、四一〇
差引計	九八七、一七四

實例C

實例C

切替前期末貸借對照表

資産	金額
現金預ケ金	三二六、三〇〇円
有價證券	二二五、九六二

負債	金額
合計額	四八八、四五五円
(一)未拂無盡給付金	七、八〇〇
(一)無盡給付資金	三一七、四八二
(十)未給付口掛金	七二二、五五四
差引計	八八五、七二七
○資産過剩額	一〇一、四四七
合計	九八七、一七四

負債	金額
△未拂無盡給付金	一六、一〇〇円
未拂入札差金	四、四五八

諸貸付金	四〇八、八四五
△未收無盡掛金	五九、九六〇
假拂金	一一、七一四
營業用土地建物什器	七〇、〇四一
所有動產不動產	一八四、三一八
拂込未濟資本金	三二、五〇〇
合計	一、三一九、六四〇

○給付濟口掛金受入未濟高　一、五六六、五〇九圓……未拂解約返戻金　二七、三二八

○給付未濟口掛金受入濟高　二、四〇八、三六七圓……△無盡給付資金　八四五、八一一

切替後貸借對照表

資産	金額
假拂金	七二、二〇五
期限未到達掛金	八一、〇一二
資本金	二〇〇、〇〇〇
諸積立金	六九、〇五一
當期利益金	三、六七五
合計	一、三一九、六四〇

負債	金額
合計額	一、三一九、六四〇円
(一)未拂無盡給付金	一六、一〇〇

(一)未收無盡掛金　五九、九六〇

無盡簿記提要

（十）給付口掛金　一、五六六、五〇九

（一）無盡給付資金　八四五、八一一

（十）未給付口掛金　二、四〇八、三六七

差引計　二、八六六、〇九六

○資産不足額　三九、九〇七

計　二、八六六、〇九六

バランスを切替へたる結果は、右の如く資産過剰額又は資産不足額を生ずる。これ等の過不足額の處理方法は、第三項乃至第五項の說明を參照せられたい。

但書に該當するものは、前揭バランス中の「期限未到達掛金勘定」であるが、之を給付口掛金及び未給付口掛金に振替へても、正味資産過不足額には影響が無いから切替後振替へても差支ないので、玆では直に振替へない方法を採用して計算したのである。

Cの例の如く、資産不足額の生ずる場合は各種備金を積立てるときは、更に不足額が增加するのは謂ふ迄も無い。而して之に對しては「第四項」に依り處理する。資産過剩額を生ずる場合は二つに分れる。一は各種備金を積立て、尙、資産過剩額を生ずる場合——A例は之に該當する——で、之は「第三項」に依り處理する。他は各種備金を積立ると資産不足額を生ずる場合——B例——で、それは「第四項」で處理するのである。

過怠第二項

過怠第二項

改正時ニ於テ積立ツベキ各種備金ノ所要額ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

イ　無盡利益備金ハ昭和十二年一月十二日藏銀第四五號及昭和十三年一月十日藏銀第一〇號通牒ニ基キ提出スベキ本年（昭和十四年）上半期末業務內容調査書第一號表計上ノ「未經過回數ニ對スル剩餘金」ヲ以テ所要備金トス

但シ本年（昭和十四年）七月ヨリ實施スベキ事業方法書ニ於テ利益組入方法ガ滿會時組入ノ方法ナルトキハ同表計上ノ「掛金剩餘金」ヲ以テ所要備金トス

玆ニ所謂「業務內容調査書」と云ふのは次の如きものである。

業務內容調査書第一號表

種類	實際	總回數	給付濟口	給付	金	一回平均	未經過回數ニ對スル給付資金繰入ヲ差引キタル既往利益組入額
組別	口數	未經過回數	經過回數	給付金契約高	掛金契約高	剩餘金	剩餘金	
甲種千圓會一組	六〇	三〇	三〇	一〇、〇〇〇円	三四、六八九、五〇円	七八、二五円	二、三四四、五〇円	一、六八〇、〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

業務內容調査書第一號表

合計				一、九七七、七〇〇	二、三三七、一四二・三〇	四〇九、四四二・三〇		一八三、三四九・四〇	一四一、七七五・八五

右は簿記改正に先立ち準備として昭和十一年下期以來毎期末當局に於て徴した所のものであるが、改正簿記に於ては右の未經過回數に對する剩餘金の額だけ無盡利益備金として積立つべきことを要求して居るので、更めて備金の計算を爲さず、昭和十四年上期末の此の數字を以て、切替時の無盡利益備金として積立つる所要額となさしめたのである。

乍然昭和十四年七月一日から新に實施する無盡利益組入の方法が滿會時に於て、一組の掛金剩餘金全部を一時に組入るゝと云ふ方法を採用して居る會社に於ては、無盡利益備金として積立つべき額は掛金剩餘金全額、即ち前例に依れば四〇九、四四二圓三〇錢である。

口　給付補塡備金ハ同上調査書第二號表計上ノ「經過回數ニ對スル掛金不足額」ヲ以テ所要備金トス

同第二號表

業務內容調査書第二號表

種類	實際	總回數		給付濟口數	經過分未給付口數	終回受給付口一口分掛金不足額	給付金ニ對スル掛金不足額			一回平均掛金不足額	經過回數ニ對スル掛金不足額
組別	口數	未經過回數	經過回數				經過分未給付口掛金不足額	豫定掛金不足額	計		
甲種千圓會一組	六〇	三〇	三〇	二〇	一〇	九〇・四〇円	九〇四・六〇円	五四三・六〇円	一、四四七・六〇円	二四・一三円	七二三・六〇円
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計				三、九九五	四四九		四〇、五八九・六〇	一三八、〇〇一・〇〇	一七八、五九〇・六〇		八一、〇六四・三〇

本表は大阪式無盡にのみ適用あるもので、掛金不足額と云ふのは給付金と其の口の掛金總額との差である。前掲掛金表（九頁參照）に於て給付金千圓に對し、終回給付口掛金の總計は九〇九圓六〇錢であるから、九〇圓四〇錢の掛金不足額があることになる。又豫定掛金不足額は四十九回より生ずるから、其の回より終回給付口迄の掛金不足額の總計を計上するのである。經過回數に對する掛金不足額は、改正簿記の給付補塡備金として積立らるゝ額と同じ額である。

そこで右の金額即ち前例で云へば八一、〇六四圓三〇錢が、切替時の給付補塡備金として積立つべき額に相當するのである。

業務內容調査書第三號

種類 組別	實際口數	總回數 未經過回數	總回數 經過回數	給付濟口數	經過分未給付口數	終回受給付一口分入札差金配當補償金其ノ他	入札差金補償金其ノ他 經過分未給付口該當分	豫定額	計	入札差金配當額 既往分配額	入札差金配當額 將來ノ豫想額	計	會社負擔額	一回平均會社負擔額	經過回數ニ對スル會社負擔額
乙種千圓會2	五五	五五	三〇	一八	二	一七〇円	三四、〇〇〇円	六五〇〇円	九五〇〇円	一〇〇、〇〇円	四〇〇、〇〇円	五〇〇、〇〇円	四五、〇〇〇円	七八円	一五一、六〇
合計							三五、四九〇、〇〇	二〇、九八〇〇	三四六、四七八〇〇	五七、七四六五〇	一二五、四九二〇〇	一七三、三八五〇	一七三、三九五〇		九一、一七八五〇

入札差金補償備金は、右表に依り計算したる經過回數に對する會社負擔額の合計に相當する額を所要備金として積立を要するのである。因みに會社負擔額は「入札差金配當補償金其ノ他」より「入札差金配當額」を差引きたる額である。

通牒第三項

第一項ニ依ル計算ノ結果生ズル資產過剩額ヲ第二項ニ依ル各種所要備金ニ充當シ尙過剩アルトキハ其ノ過剩額ハ「舊無盡給付資金」ノ科目ヲ以テ處理シ置キ昭和十九年上期迄ニ之ヲ處分スルモノトス

通牒第四項

第一項ニ依ル計算ノ結果生ズル資產過剩額ヲ第二項ニ依ル各種備金ニ充當シ不足スルトキハ其ノ不足額ヲ、又資金過剩額ナキトキ（資產不足ノトキ）ハ各種所要備金相當額ヲ「舊無盡給付資金」ノ科目ヲ以テ處理スルモノトス、貸借對照表ニ於テハ（借方）無盡勘定ノ內譯科目トスベシ、但シ「舊無盡給付資金」ニ計上スベキ金額ハ其ノ一部又ハ全部ヲ減額シ各種備金ノ所要額ヲ一時ニ積立ザルモ差支ナシ

尙右ニ依ル各種備金計上不足額及ビ舊無盡給付資金ハ可及的速ニ充實補塡ニ努メシムルモノトス

實例　前揭A例の場合

資產過剩額　三二二、一四一圓

所要無盡利益備金　一八三、三四九圓

所要給付補塡備金　八一、〇六四圓

差引純資產過剩額　五七、七二八圓……貸方「舊無盡給付資金」として處理すべきもの

此の五七、七二八圓　純資產過剩額即ち純利益は昭和十九年上期迄十期間に無盡利益に計上して處分してしまはなければならないのである。

通牒第五項

無盡簿記提要

第一項ニ依ル計算ノ結果生ズル資產不足額ニ付テハ經營者ノ責任ニ顧ミ重役ヲシテ可及的補塡ノ方法ヲ講ゼシムベシ

但シ之ガ補塡ヲ了スルマデハ「舊無盡給付資金」科目ヲ以テ處理スベシ

(1) 資產過剩額あるも所要備金全額を積立つるときは不足額を生ずる場合

實例　前揭B例の場合

資產過剩額	一〇一、四四六圓	
所要無盡利益備金	一〇一、一〇七圓	
所要給付補塡備金	三三、〇七七圓	
差引不足額	三二、七三八圓……借方「舊無盡給付資金」として處理すべきもの	

此の場合舊無盡給付資金勘定を起さず

無盡利益備金	一〇一、一〇七圓	
給付補塡備金	三三、九圓	
無盡利益備金	六八、三六九圓	

とするか

給付補塡備金　三三、〇七七圓

と處理しても宜しいが、此の不足額三二、七三八圓は出來るだけ速に補塡を要するのである。

(2) 備金を積立ずして資產不足ある場合

實例　前揭C例の場合

資產不足額	三九、九〇九圓	……借方「舊無盡給付資金」として處理すべきもの
所要無盡利益金	二一、二、五一二圓	
同給付補塡備金	一三五、〇一四圓	
同入札差金補償備金	二五、〇一二圓	
所要備金計	三七二、五三八圓	

此の場合、後の舊無盡給付資金三七二、五三八圓を一部又は全部の計上を見合せ、其の額だけ所要備金を積立なくとも宜いのである。之等の不足額特に前者の不足額は會社の純然たる缺損額であるから、重役が責任を以て出來得る限り速に補塡を要することは言を俟たぬ所である。

以上述べた所に依り切替後のバランスを示せば次の如くなる。

切替直後貸借對照表　實例A

資　產　金　額		負　債　金　額	
現金預ケ金	一七八、八七八円	未給付口掛金	一、七九三、九五五円
給付口掛金	一、〇三〇、二七三	入札差金	五、九二九
有價證券	一六、九三七	解約返戻金	一二、九九三
諸貸付金	一、〇一一、六六七	給付補填備金	八一、〇六四
假拂金	六、八五五	無盡利益備金	一八三、三四九
營業用土地建物什器	五三、一四九	舊無盡給付資金	五七、七二八
所有動產不動產	四二、〇四五	假受金	八、七六四
拂込未濟資本金	三四、〇〇〇	期限未到達掛金	三八、七二九
		資本金	一五〇、〇〇〇
		諸積立金	三三、七〇〇
		當期利益金	七、五九三
合計	二、三七三、八〇四	合計	二、三七三、八〇四

第二章　無盡簿記

第一節　無盡簿記の意義

本書は第一章第一節に述べた如く狹義の無盡簿記を對象として居るので意義も亦、狹義のものと爲したのである。卽ち

無盡簿記の意義

無盡簿記とは無盡會社の會計に複式簿記を適用し、會社の業務より生ずる取引中、無盡取引竝に之に關聯する取引を記錄し、其の結果を出來得る限り正確明瞭に計算する方法を謂ふ。

無盡簿記の定義

次に右に就き簡單な解說を爲す。

右の解說

(1) **會　計**　とは財產の量的計算に關する事務を指すのであるが、之を（イ）金錢會計（ロ）財產會計の二つに分けることが出來る。

會計

(2) **複式簿記**　とは簡單に云へば財產と正味身代との增減を計算記錄するを謂ひ、一の取引を積極、消極に分ち之を勘定の「借方」及び「貸方」の二欄に夫々記入し、各別に計算して兩者の一致、不一致を確め計算の正確を期する方法である。

複式簿記

取引

(3) 簿記上で「**取引**」と稱するは普通の觀念とは少しく異り、「財産の增減變化及び資本の價値の增減變化を惹起するもの」を謂ふのである。故に物の滅失、積立金の取崩等の如きものは一般には取引とは稱せられないが、前者は財産の減少であり、後者は資本の減少であるから簿記上の「取引」である。茲で一寸財産の意義に觸れて置くが、財産とは資産、負債兩者を併せて指すので單に資産のみを謂ふのでは無い。而して資産そのものも、一般には資産と考へらるゝものでも簿記上資産として計上せられて居ない。例へば消耗品として處理せられた場合は資産ではないのである。

此の「取引」は所謂「二重性」を有して居る。一は消極的の面であり、他は積極的の面である。例へば無盡金を加入者へ支拂ふと云ふことは一方現金は減少するが（消極）他方債權を取得する（積極）のである。此の「取引の二重性」に着眼し一つの取引を消極、積極の二つに分けて記帳計算するのが卽ち、複式簿記の特質なのである。

勘定

(4) **勘　定**　と云ふのは同一種類又は同一名稱の取引を一つの項目の下に取纏め、其の價値の增減變化を借方、貸方の二欄に各別に記錄して其の結果を明かにすることを云ふので、其の項目を「**勘定科目**」と稱する。而して各取引に就て（イ）簿記上の取引たることを確め（ロ）其の屬する勘定科目を定め（ハ）借方、貸方を決定することを簿記上「**仕譯**」と云ふのである。

借方、貸方

(5) **借方、貸方**　と云ふことは一般に誤解を生ぜしむる名稱で、之には種々沿革もあるが今日では勘定の欄の左方を「借方」、右方を「貸方」と稱するものであると考へ、文字の意味に拘泥しないが宜い。而して無盡簿記に於ては現金を基本として仕譯して居るから、金錢の收入は借方、支出は貸方、從つて權利の取得は借方、債務の負擔は貸方、利益は貸方、損失は借方として現はるゝものと考へれば宜しい。

無盡取引

(6) **無盡取引**　に就ては前章に於て述べたから茲では單に其の事項を列記するに止める。

（イ）未給付口掛金及び給付口掛金の受入
（ロ）無盡金の支拂
（ハ）入札差金の受入及び支拂……入札差金益の受入
（ニ）解約處理……解約手數料の受入
（ホ）無盡利益備金、給付補塡備金、入札差金補償備金の積立（繰込）支拂……無盡利益金の受入

無盡取引に關聯ある取引

(7) **無盡取引に關聯ある取引**　は大體次の如くである。

（イ）無盡加入者への給付金限度貸付及び拂込金限度貸付……貸倒金銷却
（ロ）勸誘費、集金費及び無盡會諸費の支拂

（ハ）出席奬勵金の支拂

(8) 以上の諸取引を夫々の妥當する勘定科目の借方竝び貸方の兩欄に記入し、之を正確に計算して其の結果を明かならしむる方法が卽ち無盡簿記である。而して仕譯の方法は商業簿記と異り銀行簿記に做つて居るので現金仕譯の方法を採用して居る。

第二節　無盡簿記の特色

無盡簿記の特色

無盡簿記の特色は無盡の特質に伴ふて生ずる當然の結果であるが、今回の改正に依り可なり一般簿記に近寄つて來た爲め、特色と稱し得るものは、振替計算多き事と、一組毎の勘定を持つと云ふ點のみとなつた。例へば貯蓄銀行に於ける定期積金の如きは、箇々の取引から直に總勘定元帳に記入されるのであるが、無盡勘定は一組毎に其の組に屬する箇々の取引が取纏められ、更にそれが總括せられて會社の總勘定元帳に記入されるのである。それだけ餘分の手數が要するのである。無盡の組立が一組を以て單位とされ、抽籤、入札、入札差金の配當、缺口補充等々皆それに基いて起つて來て居る以上、箇々の取引が先づ一組に取纏められることは當然で、之を省略することは不可能である。或は無盡簿記が改正せられ今回の新記帳法を採用する結果、此の一つの段階を省略し得るかの如く誤解せられた向も見受けらるゝが、それは誤りである。無盡の組立が改變せられぬ限り、此の關係は消滅しない。

凡ての無盡勘定が一組を單位として居る爲め、各組間に於ける勘定の流用を許されないのを原則とする。尙詳細は以下述ぶる所に依つて知られたい。

勘定科目

第三節　勘定科目

勘定科目の設定は簿記上最も重要な問題であるが、無盡簿記に於ては、無盡業法施行細則雛形に於て其の主なる勘定科目が示されて居るからそれに從へば宜しい。但し示されて居ない勘定がある場合は其の內容を明示する解し易い名稱を附すべきである。

無盡取引竝に之に關聯する勘定科目は次の如くである。

資產勘定

(1) 資產勘定

(イ) 無盡勘定
- 給付口掛金
- 入札差金立替金
- 舊無盡給付資金

負債勘定

(2) 負債勘定

- (ロ) 貸出勘定
  - 給付金限度貸付
  - 拂込金限度貸付
- (ハ) 雜勘定
  - 假拂金
  - 繰延勸誘費
- (イ) 無盡勘定
  - 未給付口掛金
  - 入札差金
  - 解約返戻金
  - 給付補塡備金
  - 入札差金補償備金
  - 無盡利益備金
  - 舊無盡給付資金
- (ロ) 雜勘定
  - 加入豫約金
  - 期限未到達掛金 ……假受金
  - 擔保見合金

(3) 損益勘定

- (イ) 利益金
  - 無盡利益金
  - 入札差金益
  - 解約手數料
  - 債權取立回收益
  - 給付補塡備金戻入
  - 入札差金補償備金戻入
- (ロ) 損失金
  - 貸付金銷却
  - 勸誘費
  - 集金費
  - 無盡會諸費
  - 給付補塡備金繰入
  - 入札差金補償備金繰入
  - 給付口掛金銷却
  - 舊無盡給付資金銷却

掛金割戻金		
出席奬勵金		
雜損		

第三章　勘定科目の解說竝に仕譯例

第一節　資産勘定

(一)　給付口掛金

本勘定は、無盡金を給付したるとき給付口の掛金を處理する勘定である。增加は「借方」に、減少は「貸方」に記帳する。

本勘定は無盡金の給付に依りて發生增加する。而して計上する金額は掛金債權全額である。

此の掛金債權全額を計上することは無盡簿記の一つの特徴と言ひ得る。銀行簿記等の建前からすれば、給付迄の拂込濟掛金（未給付口掛金）は拂戻の形式を取り、給付後の掛金のみを給付口掛金として計上するのである。例へば後述の仕譯例一の場合に就て言へば、既に拂込みたる掛金二十一圓は未給付口掛金の拂出しとなし、給付口掛金には千二百三十七圓を計上するのである。乍然無盡簿記に於ては此の方法を採用せず、無盡契約の本質に從つて、給付に依り確定したる掛金債權全額即ち、千二百五十八圓を給付口掛金として計上し、從來拂込まれたる未給付口掛金即ち二十一圓は、此の給付口掛金に振替充當

すること〻爲したのである。

本勘定の計上に伴ひ、利益を生ずる場合、損失を生ずる場合及び損益を生ぜざる場合の三つの場合が生ずる。

利益を生ずる場合

(1) 利益を生ずる場合

大阪式、折衷式及び東京式無盡に於て無盡金を給付したる口の掛金總額が、給付金額を超過する場合には、其の超過額は會社の收得となる。此の超過額は普通掛金剩餘金と呼ばれ、無盡利益金として利益に計上せらるゝものである。

實　例（第七頁參照）

東京式無盡

第一回目給付

掛金總額	一、〇八六・〇〇円
給付金額	一、〇〇〇・〇〇
差引超過額（無盡利益金）	八六・〇〇

右無盡利益金は一應無盡利益備金に組入れらるゝのである。

損失を生ずる場合

(2) 損失を生ずる場合

大阪式無盡に於て、掛金總額が給付金額に充たざる場合には、會社に於て其の差額を負擔しなければならない。終回給付に於ても亦同樣會社に於て負擔するも、其の處理方法は前者と異なる。（本章第二節負債勘定參照）

實　例（第九頁參照）

第五十一回目給付

給付金額	一、〇〇〇・〇〇〇円
掛金總額	九八三・四〇
差引會社負擔額（利子相當額）	一六・六〇

右負擔額は、給付補塡備金より支拂はるゝものである。

損益を生ぜざる場合

(3) 損益を生ぜざる場合

折衷式無盡に於て、掛金總額と給付金額と同額のときは損益を生じない。

實　例（第一〇頁參照）

第六十回目給付

無盡簿記提要

給付金額　一、〇〇〇・〇〇
掛金總額　一、〇〇〇・〇〇
差引金額　〇

以上を等式を以て示すと次の如くである。

(1) 利益を生ずる場合

(借方)給付口掛金 = (貸方)現金 + (貸方)無盡利益備金

(2) 損失を生ずる場合

(借方)給付口掛金 + (貸方)給付補塡備金 = (貸方)現金

(3) 利益なき場合

(借方)給付口掛金 = (貸方)現金

給付口掛金の總額を定むるに付いて、異りたる取扱方がある。大藏省の示した方法に依れば、當落會の回次に依らず、給付したる時を基準として定めて居る。例へば第一回給付口の掛金は一、二五八圓であるが、若し二回目と三回目との間に於て、給付したるときは、二回目給付口掛金一、二五六圓を以て掛金額と定むるのである。此の場合總掛金は一回目一、二五八圓に依り、第二回の掛增金二圓は會社に於て負擔する方法、又は給付遲延に對し相當利子を支拂ふ方法もある。

無盡金の給付に當り現金を支拂ひ、又は銀行小切手を以て支拂ふのを普通とする。又給付金限度貸付、拂込金限度貸付（後記參照）若くは諸貸付金の辨濟に振替充當せらるゝ場合も尠くない。

仕譯例

一、甲に大阪式無盡第一回當籤金千圓を給付す、總掛金千二百五十八圓、第一回掛金二十一圓入金濟。

(借方)		(貸方)	
給付口掛金	一、二五八・〇〇円	現金	一、〇〇〇・〇〇円
		無盡利益備金	二五八・〇〇
計	一、二五八・〇〇	計	一、二五八・〇〇
未給付口掛金	二一・〇〇円	給付口掛金	二一・〇〇円

註　未給付口掛金及無盡利益備金に付ては本章第二節負債勘定參照

二、乙に折衷式無盡第十回落札金八百圓を銀行小切手にて給付す、總掛金千百五十圓、自第一回至第一〇回掛金二百圓入金濟、入札差金二百圓の中其の一割二十圓也を會社に於て收得す。

（借方）		（貸方）	
給付口掛金	一、一五〇・〇〇円	銀行預金	八〇〇・〇〇円
		入札差金	二〇〇・〇〇
		無盡利益備金	一五〇・〇〇
計	一、一五〇・〇〇	計	一、一五〇・〇〇
入札差金	二〇・〇〇円	入札差金益	二〇・〇〇円
未給付口掛金	二〇〇・〇〇	給付口掛金	二〇〇・〇〇

註　入札差金に付ては本章第二節負債勘定、入札差金益に付ては本章第三節損益勘定參照

三、丙に東京式無盡第五十回當籤金千圓を給付し、給付金限度貸付金の辨濟に充當す。總掛金千〇八十六圓、自第一回至第五〇回掛金九百三十一圓入金濟。

（借方）		（貸方）	
給付口掛金	一、〇八六・〇〇円	給付金限度貸付	一、〇〇〇・〇〇円
		無盡利益備金	八六・〇〇
計	一、〇八六・〇〇	計	一、〇八六・〇〇
未給付口掛金	九三一・〇〇	給付口掛金	九三一・〇〇

註　給付金限度貸付に付ては本節後記參照

四、戊に大阪式無盡第五十一回當籤金千圓を給付す、總掛金九百八十三圓四十錢、自第一回至五十一回掛金八百二十一圓四十錢入金濟。

（借方）		（貸方）	
給付口掛金	九八三・四〇円	現金	一、〇〇〇・〇〇円
給付補塡備金	一六・六〇		
計	一、〇〇〇・〇〇	計	一、〇〇〇・〇〇
未給付口掛金	八二一・四〇	給付口掛金	八二一・四〇

註　給付補塡備金に付ては本章第二節負債勘定參照

滿會給付

滿會時に無盡金を給付したる場合は本勘定に計上せず、未給付口掛金より直ちに拂出す方法が改正簿記の趣旨より見て合理的であるが、掛金入金額の調査、監査の便宜等より見て、本勘定に計上するを可なりと思考するを以て其の仕譯例を左に掲げる。（本章第二節未給付口掛金參照）

一、甲に大阪式無盡滿會に付無盡金千圓を給付す。

	(借方)		(貸方)	
給付口掛金	九〇九・六〇	現金	一、〇〇〇・〇〇	
給付補塡備金	九〇・四〇			
計	一、〇〇〇・〇〇	計	一、〇〇〇・〇〇	
未給付口掛金	九〇九・六〇	給付口掛金	九〇九・六〇	

二、乙に東京式無盡滿會に付き無盡金千圓を給付す。

	(借方)		(貸方)	
給付口掛金	一、〇八六・〇〇	現金	一、〇〇〇・〇〇	
		無盡利益備金	八六・〇〇	
計	一、〇八六・〇〇	計	一、〇八六・〇〇	
未給付口掛金	一、〇八六・〇〇	給付口掛金	一、〇八六・〇〇	

三、丙に折衷式無盡滿會に付き無盡金千圓を給付す。

	(借方)		(貸方)	
給付口掛金	一、〇〇〇・〇〇	現金	一、〇〇〇・〇〇	
未給付口掛金	一、〇〇〇・〇〇	給付口掛金	一、〇〇〇・〇〇	

本勘定は次の如き場合に減少する。

(1) 給付口掛金の拂込

給付口掛金は現金又は銀行小切手を以て拂込まれる。場合に依つては振替貯金へ振込まれ、又は會社が集金郵便を以て取立つる場合もある。入札差金を次回の掛金に充當する方法が採用さるゝ場合は、實際に拂込まれる掛金は掛金額から此の入札差金を差引いた殘額である。

掛金は拂込期日の前後に拂込まれるのであるが、加入者の都合に依り數回分又は滿會迄の掛金を全部一時に掛込む場合がある。後者の場合それは一時償還又は先掛と稱せらるゝ。

而して此の場合會社は掛金の一部を拂戻す、其の拂戻額は一定の日歩を以てする割引計算の方法に依る。

(2) 給付口掛金の徵收

給付口加入者が掛金を延滯して種々督促しても到底拂込まぬものと認めた場合に於て會社は合法的手段に訴へて强制的に之を徵收する。場合に依り擔保物を引取り處理する場合も生ずる。

之等の場合は掛金の外に延滯日歩、訴訟費等も併せて徵收する。

(3) 給付口掛金の銷却

延滯掛金が徴收不能に終ることがある。かゝる時は之を銷却する外に途が無い。

一、甲大阪式無盡第二回給付口掛金二十三圓入金す。

	(借方)		(貸方)
現金	二三・〇〇円	給付口掛金	二三・〇〇円

二、乙大阪式無盡第五回未給付口掛金二十三圓（内入札差金三圓五錢掛金に充當す）銀行小切手にて入金す。

	(借方)		(貸方)
銀行預金	一九・九五円	給付口掛金	二三・〇〇円
入札差金	三・〇五		
計	二三・〇〇	計	二三・〇〇

三、丙大阪式無盡第一回給付口、第五十一回以後十回分掛金九十八圓一時償還す、掛金割戻額一圓十錢。

	(借方)		(貸方)
現金	九六・九〇円	給付口掛金	九八・〇〇円
掛金割戻金	一・一〇		
計	九八・〇〇	計	九八・〇〇
無盡利益備金	四三・〇〇円	無盡利益金	四三・〇〇円

註　掛金割戻金、無盡利益金に付ては本章第三節損益勘定參照

四、丁東京式無盡第十回給付口、自第四一回至四八回掛金百三十六圓延滯に付き擔保物處分の結果、自第四一回至六〇回掛金三百二十二圓一時徴收す。

	(借方)		(貸方)
現金	三二二・〇〇円	給付口掛金	三二二・〇〇円
無盡利益備金	一七・三六	無盡利益金	一七・三六

五、戊大阪式無盡給付口掛金四百五十六圓延滯し、他に回收の方法なきを以て擔保たる建物を處分し之を引取る。價額四百八十圓（延滯利息二十四圓を含む）

	(借方)		(貸方)
所有動產不動產	四八〇・〇〇円	給付口掛金	四五六・〇〇円
		延滯利息	二四・〇〇
計	四八〇・〇〇	計	四八〇・〇〇

六、已折衷式無盡、自第五一回至第六〇回掛金百二十圓、本人死亡、相續人保證人資力なきに付き銷却す。

（借）給付口掛金銷却　一二〇・〇〇円　（貸）給付口掛金　一二〇・〇〇円

註　給付口掛金銷却に付ては本章第三節損益勘定參照

入札差金立替金

仕譯例

（二）入札差金立替金

本勘定は入札差金の立替金を處理する勘定である。

落札口に對し、擔保物の調査等に時日を費し次回迄に給付することの出來ない場合がある。然し乍ら一方次回の拂込期限が來て掛金が入つた場合に、入札差金の分配額を支拂はねばならないことがある。又入札會の時、即時に入札差金を支拂ふ場合がある。之等の場合に立替を要するのである。

而して處理方法としては本勘定と入札差金と兩立して置くことが記帳上手數が省ける。本勘定の發生、增加は借方に、減少は貸方に記帳する。

仕譯例

一、大阪式無盡甲組第四回落札口調査進捗せず、次回迄給付し得ざるため入札差金百八十圓を立替ふ。

（借）入札差金立替金　一八〇・〇〇円　（貸）入札差金　一八〇・〇〇円

未給付口掛金五十五口分、千百五十五圓入金、分配差金五十五口分（一口當三圓二十一錢）、百七十六圓五十五錢。

（借）現金　九七八・四五　（貸）入札差金立替金　一八〇・〇〇円

入札差金　一七六・五五

計　一、一五五・〇〇　未給付口掛金　一、一五五・〇〇

計　一、一五五・〇〇

本勘定は左の場合に減少する。

(1) 落札口給付のとき

(2) 落札口が滿會迄給付し得ないとき

擔保物又は保證人が會社の承認する處とならず、遂に給付不能に陷る場合も生ずる。此の場合約款には落札者が其の入札差金を負擔することになつて居るが、實際に於ては會社が負擔せざるを得ない。

二、大阪式無盡、甲組第四回落札口給付濟に付き入札差金立替金入金す。

（借）入札差金　一八〇・〇〇円　（貸）入札差金立替金　一八〇・〇〇円

三、東京式無盡、乙組第十回落札口終回迄給付せず、入札差金立替金百八十圓缺損として處分す。

（借）　雜　損　一八〇・〇〇円　（貸）　入札差金立替金　一八〇・〇〇円

註　「雜損」の代りに「入札差金立替金銷却」又は「雜銷却」と云ふ勘定を用ふる向もある。

（三）舊無盡給付資金

本勘定はバランス切替（昭和十四年七月一日）に依り生じたる資產不足額を處理するために設けられた勘定であるから、當分の間存する會社もあるが、結局は解消さるゝ勘定である。資產不足額は無盡給付資金が當然積立てらるべき額より少く積立てられてあつた爲めに生じたので、かく名付けられたのである。原則として本勘定は增加するものでなく減少（貸方）一方である。

舊無盡給付資金

仕譯例

本勘定は銷却に依り減少する。

仕　譯　例

決算に際し舊無盡給付資金二千五百圓銷却す。

（借）　舊無盡給付資金銷却　二、五〇〇・〇〇円　（貸）　舊無盡給付資金　二、五〇〇・〇〇円

（四）拂込金限度貸付

拂込金限度貸付

本勘定は加入者に對して既に拂込みたる掛金を限度として爲したる貸付（附錄無盡業法第十條參照）を處理する勘定である。本勘定の發生增加は借方に、減少は貸方に記帳する。

本貸付は拂込掛金を限度とするのであるが、實際に於ては實掛金額以內の貸付を爲すを常とする。而して當籤又は落札に依り給付を受くる場合、給付金の一部を本貸付の償還に充當せらるゝ場合が尠くない。

本勘定は貸付並に給付金限度貸付より振替（註參照）に依り增加し、返金並に貸增に依り給付金限度貸付と振替處理（註參照）に依り減少する。

仕　譯　例

仕譯例

一、丁に對し實掛金百二十六圓の八掛百圓を貸付く。

（借）　拂込金限度貸付　一〇〇・〇〇円　（貸）　現　金　一〇〇・〇〇円

二、乙に對し給付金限度貸付として六百圓貸付けある處、掛金拂込金額六百五十圓と爲りたるを以て、拂込金限度貸付勘定に振替處理す。

無盡簿記提要

（借　方）
拂込金限度貸付　**六〇〇・〇〇**円

三、丁百圓返金す。

（借　方）
現　金　一〇〇・〇〇円

四、丙落札金八百圓の一部を貸付金の辨濟に充つ。

（借　方）
給付口掛金　一、一五〇・〇〇円

計　一、一五〇・〇〇

五、丁に對し拂込金限度貸付として百圓貸付の處、更に二百圓貸增したるに依り拂込金額を超過したるを以て——給付金限度貸付勘定に振替處理す。

（借　方）
給付金限度貸付　三〇〇・〇〇円

計　三〇〇・〇〇

（貸　方）
給付金限度貸付　六〇〇・〇〇円

（貸　方）
拂込金限度貸付　一〇〇・〇〇円

（貸　方）
現　金　七〇〇・〇〇円

（貸　方）
拂込金限度貸付　一〇〇・〇〇
入札差金　二〇〇・〇〇
無盡利益備金　一五〇・〇〇

計　一、一五〇・〇〇

註　掛金者に對する貸付にして拂込みたる金額を超過する貸付は、拂込金額に相當する部分をも含みたる其の金額を、給付金限度貸付として整理すべく、尙拂込金額が貸付金額以上となりたるときは拂込金限度貸付に、又拂込金限度貸付を爲したる後更に貸付金額を增加したるため、拂込金額を超過するに至りたるときは、其の貸付金全額を給付金限度貸付に振替整理せしむること。（「無盡業取扱心得」中「第六業務報告書ニ關スル件」參照）

給付金限度貸付

（五）給付金限度貸付

本勘定は加入者に對し、既に拂込みたる掛金額を超過し契約給付金額を限度として爲したる貸付（附錄無盡業法第十條參照）を處理する勘定である。本勘定の發生增加は借方に、減少は貸方に記帳する。

本貸付は掛金拂込額を超過せる部分に對しては確實なる擔保物を徵し又は保證人を立てしむるを要する。而して多くの場合、契約給付金額迄貸付くるを常とするも、掛金拂込金額を超過し契約給付金額に達せざる金額を貸付くる場合も亦尠くない。又本貸付は加入者に對して貸付くるものなるが故に、其の

返金せらるゝは多く當籤又は落札に依り、給付を受けたるときに給付金より振替處理せらるゝ場合が多い。

本勘定は貸付並に拂込金限度貸付より振替（前註參照）に依り增加し、掛金拂込額が貸付金額を超過するに至り、拂込金限度貸付に振替處理したる場合（前註參照）及び返金によりて減少し、又回收不能に陷りたる場合に銷却減少すること一般貸付金と同樣である。

仕譯例

仕譯例

一、已に對し給付金限度貸付として金千圓貸付く。

（借）		方）		（貸）		方）
給付金限度貸付		**一、〇〇〇・〇〇**円		現　金		一、〇〇〇・〇〇円

二、丁に對し拂込金限度貸付として百圓貸付の處、更に二百圓貸增したるに依り拂込金額を超過したるを以て、給付金限度貸付勘定に振替處理す。

（借）		方）		（貸）		方）
給付金限度貸付		**三〇〇・〇〇**円		拂込金限度貸付		一〇〇・〇〇円
				現　金		二〇〇・〇〇
計		三〇〇・〇〇		計		三〇〇・〇〇

三、已當籤に依る給付金を給付金限度貸付金の辨濟に充つ。

（借）		方）		（貸）		方）
給付口掛金		一、〇七〇・〇〇円		**給付金限度貸付**		**一、〇〇〇・〇〇**円
				無盡利益備金		七〇・〇〇
計		一、〇七〇・〇〇		計		一、〇七〇・〇〇

四、戊千圓返金す。

（借）		方）		（貸）		方）
現　金		一、〇〇〇・〇〇円		**給付金限度貸付**		**一、〇〇〇・〇〇**円

五、壬に對し給付金限度貸付として六百圓貸付ある處、掛金拂込金額六百十圓と爲りたるを以て、拂込金限度貸付勘定に振替處理す。

（借）		方）		（貸）		方）
拂込金限度貸付		六〇〇・〇〇円		**給付金限度貸付**		**六〇〇・〇〇**円

六、癸に對する給付金限度貸付中五十圓回收不能となりたるを以て銷却す。

貸付金銷却	五〇・〇〇円	給付金限度貸付	五〇・〇〇円

（借方）　（貸方）

（六）假拂金

本勘定は給付口延滯掛金の强制徴收に要する訴訟費、給付金の一時內渡、又は當籤權の權利金立替等、比較的短期間內に回收せらるゝものを處理する勘定であるが、訴訟費等に於て比較的長期に亙り、而かも回收不能となるものも尠くない。本勘定は支拂に依り增加（借方記帳）し、受入及び銷却に依り減少（貸方記帳）する。

註　訴訟費、權利金立替拂等は會社內部に於ては獨立したる勘定科目として處理するを便とする。

仕譯例

一、甲に對し給付金千圓の中五百圓內渡す。

假拂金	五〇〇・〇〇円	現金	五〇〇・〇〇円

（借方）　（貸方）

二、乙に對する給付金千圓の中より金五百圓、假拂金の返金に充當し殘額現金にて支拂ふ。

給付口掛金	一、〇九〇・〇〇円	假拂金	五〇〇・〇〇円

（借方）　（貸方）

計	一、〇九〇・〇〇	現金	五〇〇・〇〇
		無盡利益備金	九〇・〇〇
		計	一、〇九〇・〇〇

三、丙に對する强制執行豫納金八圓を裁判所に納附す。

假拂金	八・〇〇円	現金	八・〇〇円

（借方）　（貸方）

四、丁に對する訴訟費十圓回收不能となる。

雜損	一〇・〇〇円	假拂金	一〇・〇〇円

（借方）　（貸方）

註「雜損」の代りに「假拂金銷却」の勘定を用ふる向も少くない。

（七）繰延勸誘費

本勘定は翌期以降に繰延たる勸誘費を處理する勘定である。本勘定の發生增加は借方に、減少は貸方に記帳する。

翌期以降の負擔に屬する經費を當期に於て支拂ひたるとき、其の翌期以降の金額を損失として處理せ

ず、資産として處理する場合がある。各期を獨立したる會計の主體と見れば、翌期以降に屬する經費を支拂ひたることは、當期が翌期以降の期に對し一種の貸付を爲したるものと同じと見、之を資産に計上するのである。

本勘定を減少せしむる場合に、直接本勘定の減少とせず一旦損失に振替計上處理することに留意を要する。

而して勘誘費の各期に於ける負擔額の算出方法は、該無盡の存續期間に割當るを普通とするが、存續期間より短期間に減少せしむることはより堅實な方法である。本資産は計理上資産と看做さるゝとは言ひ、既に支拂濟經費であるから其の計上額の零か、又はなる可く僅少なることがより良きことは謂ふ迄も無い。從つて大藏省に於ては繰延資産を保有する間は株主配當金竝に役員賞與金の支出を爲すべからずと令達して居る。（「無盡業取扱心得」中「第八其他無盡業務ニ關スル件」五參照）

一般會社に於ては右の外未經過保險料、未經過地代、未經過利息等を計上し居るも、無盡會社に於ては、其の示されたる貸借對照表雛形竝に前記「無盡業取扱心得」の取扱方より觀て、之等の計上は承認せられざるものと認め得る。

仕譯例

一、勘誘費一萬二千八百圓の中一萬二百四十圓を繰延資産とす。

（借）繰延勘誘費　一〇、二四〇・〇〇円　（貸）勘誘費　一〇、二四〇・〇〇円

二、繰延勘誘費勘定の中當期負擔額二千五百六十圓を勘誘費に振替ふ。

（借）勘誘費　二、五六〇・〇〇円　（貸）繰延勘誘費　二、五六〇・〇〇円

註　右の如き處理方法を採らず、期の始めに於て繰延勘誘費を全部勘誘費へ振替へることも一方法である。

（借）勘誘費　一〇、二四〇・〇〇円　（貸）繰延勘誘費　一〇、二四〇・〇〇円

第二節　負債勘定

未給付口掛金

（一）未給付口掛金

本勘定は未給付口の掛金を處理する勘定である。本勘定の發生增加は貸方に、減少は借方に記帳するのである。

本勘定は未給付口掛金の拂込に依り發生し增加する。掛金の拂込は振替貯金に振込まれ、集金郵便にて取立つること給付口掛金と同樣である。現金又は銀行小切手を以て支拂はれる。而して入札差金を次回掛金に充當する場合は拂込まれる現金は入札差金を差引いた殘額である。

掛金は掛金期日の前後に於て拂込まれる關係上同一組の掛金は纏まつて拂込まれる。會社に於ても組別に處理する要があるので組每に纏めて處理さるゝを常とする。

無盡の掛金は分割拂込せらるゝ處に特色があるのであるが、最近加入者中滿會迄の掛金を一時に拂込むことを申出る者が增加の傾向にある。會社に於ても別に之を拒絕するの要なく、又當局に於ても承認されて居る處であるから此の取扱ひを爲す會社は增加しつゝある。此の場合會社は一定の割合を以て利息相當額を支拂つて居る。其の基礎となるべき額は會社に於ける正味運用積數である。

仕譯例

一、大阪式無盡一組第一回掛金甲外五十九人六十口分（一口二十一圓）千二百六十圓入金す。

	方	貸	方
現金（借）	一、二六〇・〇〇円	未給付口掛金（貸）	一、二六〇・〇〇円

二、東京式無盡掛金第三回分一口二十圓乙より振替貯金口座に拂込あり。

	方	貸	方
郵便貯金（借）	二〇・〇〇円	未給付口掛金（貸）	二〇・〇〇円

三、折衷式無盡二組第三回掛金乙外五十二人五十三口分（一口二十圓）千六十圓（內入札差金一口二圓九十五錢、計百五十六圓三十五錢掛金に充當）入金す。

	方	貸	方
現金（借）	九〇三・六五円	未給付口掛金（貸）	一、〇六〇・〇〇円
入札差金	一五六・三五		
計	一、〇六〇・〇〇	計	一、〇六〇・〇〇

四、戊大阪式無盡掛金初回より滿會迄の分一時に拂込む。利息相當額（年三分にて計算）五十九圓五十六錢差引き八百五十圓四錢入金す。

（借　方）

現　金	八五〇・〇四円
掛金割戻金	五九・五六
計	九〇九・六〇

（貸　方）

未給付口掛金	九〇九・六〇円

註　利息相當額を「支拂利息」として處理する向あるも採用せざるを可とす。

本勘定は無盡金の給付（中途竝に滿會）及び無盡契約の解約に依り減少する。大阪式無盡に於ては滿期給付の場合、會社に於て一部負擔することは前述の通りである。（滿會給付に付ては六三頁參照）

仕譯例

一、東京式無盡第十回當籤金千圓也を丙に給付す。

（借　方）

給付口掛金	一、〇八六・〇〇円
計	一、〇八六・〇〇

（貸　方）

現　金	一、〇〇〇・〇〇円
無盡利益備金	八六・〇〇
計	一、〇八六・〇〇

給付口掛金	二〇〇・〇〇
未給付口掛金	二〇〇・〇〇

二、丁折裏式無盡第十三回迄掛金拂込の分解約す。拂込掛金二百五十七圓、入札差金二十二圓二錢、解約手數料二十圓とす。

（借　方）

未給付口掛金	二五七・〇〇円
解約返戻金	四二・〇二
計	四二・〇二

（貸　方）

解約返戻金	二五七・〇〇円
解約手數料	二〇・〇〇
入札差金	二二・〇二
計	四二・〇二

註　解約返戻金及び解約手數料に付ては本節（三）及第三節損益勘定參照

三、東京式無盡一組滿會に付、甲に金壹千圓給付す。

（借　方）

未給付口掛金	一、〇八六・〇〇円
計	一、〇八六・〇〇

（貸　方）

現　金	一、〇〇〇・〇〇円
無盡利益備金	八六・〇〇
計	一、〇八六・〇〇

四、大阪式無盡一組滿會に付、乙に金壹千圓小切手にて給付す。

（借　方）		（貸　方）	
未給付口掛金	九〇九・四〇円	銀行預金	一、〇〇〇・〇〇円
給付補塡備金	九〇・六〇		
計	一、〇〇〇・〇〇	計	一、〇〇〇・〇〇

五、折裏式無盡一組滿會に付、丙に金壹千圓給付し不動產貸付金に充當す。

（借　方）		（貸　方）	
未給付口掛金	一、〇〇〇・〇〇円	不動產擔保貸付	一、〇〇〇・〇〇円

入札差金

本勘定は落札額と契約給付金額との差額を處理する勘定である。而して前項の差額は其の一部は會社に於て收得し、又は收得せず、其の全部又は一部を差引きたる殘額は、無盡契約々款の定むる所に依つて同一組の加入口に分配せらるゝのである。本勘定の發生、增加は貸方に、減少は借方に記帳する。

本勘定の發生增加は次の三つの場合より生ずる。

一、落札金の給付

二、解約に依り既拂入札差金の戻入

（二）入札差金

（借　方）		（貸　方）	
未給付口掛金	一、〇〇〇・〇〇円	銀行預金	九〇九・四〇円
		給付補塡備金	九〇・六〇
計	一、〇〇〇・〇〇	計	一、〇〇〇・〇〇

五、折裏式無盡一組滿會に付、丙に金壹千圓給付し不動產貸付金に充當す。

（借　方）		（貸　方）	
未給付口掛金	一、〇〇〇・〇〇円	不動產擔保貸付	一、〇〇〇・〇〇円

（二）入札差金

本勘定は落札額と契約給付金額との差額を處理する勘定である。而して前項の差額は其の一部は會社に於て收得し、又は收得せず、其の全部又は一部を差引きたる殘額は、無盡契約々款の定むる所に依つて同一組の加入口に分配せらるゝのである。本勘定の發生、增加は貸方に、減少は借方に記帳する。

本勘定の發生增加は次の三つの場合より生ずる。

一、落札金の給付

二、解約に依り既拂入札差金の戻入

三、入札差金立替金との兩立

仕譯例

仕譯例

一、東京式無盡、二組第十回落札金八百圓を甲に給付す、總掛金千八十六圓。

（借　方）		（貸　方）	
給付口掛金	一、〇八六・〇〇円	現金	八〇〇・〇〇円
		入札差金	**二〇〇・〇〇**
		無盡利益備金	八六・〇〇
計	一、〇八六・〇〇	計	一、〇八六・〇〇

二、大阪式無盡解約す。拂込濟掛金四十二圓、解約手數料二十圓、既往分配したる入札差金三圓五錢戻入る。

（借　方）		（貸　方）	
未給付口掛金	四二・〇〇円	解約返戻金	四二・〇〇円
解約返戻金	二三・〇五	解約手數料	二〇・〇〇
		入札差金	**三・〇五**

無盡簿記提要

計　二三・〇五

三、折衷式無盡入札差金立替金百五十六圓七十五錢を計上す。

（借）　（貸）

入札差金立替金　一五六・七五　入札差金　一五六・七五

本勘定は左の場合に減少する。

一、入札差金を加入者に分配したるとき

二、利益に組入るゝとき

入札差金を加入者に分配する方法は次の如く分れる。

(1) 入札會に於て即時支拂ふ方法

(2) 次回の掛金に充當する方法

(3) 無盡金の給付時又は滿會時に支拂ふ方法

利益に組入るゝ場合は次の二つである。

(1) 會社に於て入札差金の一部を收得する方法を採用せる場合は、無盡金給付の時

(2) 滿會に至り入札差金の分配殘りある時

仕譯例

一、東京式無盡一組第一回入札會に於て甲に八百圓にて落札す、入札差金二百圓內二十圓會社收得額を差引き殘額百八十圓を各口に即時分配す。

（借）　（貸）

入札差金立替金　一八〇・〇〇　入札差金　一八〇・〇〇

二、折衷式無盡二組第十一回掛金乙外四十五人四十六口分九百二十圓（內入札差金一口三圓六十錢計百六十五圓六十錢掛金に充當）入金す。

（借）　（貸）

現金　七五四・四〇　未給付口掛金　九二〇・〇〇

入札差金　一六五・六〇

計　九二〇・〇〇

三、大阪式無盡二組滿會に付甲外四十六四十七口に對し入札差金一口二十一圓五十錢計千十圓五十錢を支拂ふ。

四、東京式無盡二組第十回落札金八百圓を甲に給付す、入札差金二百圓の一割二十圓を會社に於て收得す。

（借方）
入札差金　一、〇一〇・五〇円

（貸方）
現金　一、〇一〇・五〇円

（借方）
給付口掛金　一、〇八六・〇〇円

（貸方）
現金　八〇〇・〇〇
入札差金　二〇〇・〇〇
無盡利益備金　八六・〇〇
計　一、〇八六・〇〇

計　一、〇八六・〇〇

（借方）
入札差金　二〇・〇〇円

（貸方）
入札差金益　二〇・〇〇

註　入札差金益に付ては本章第三節損益勘定參照

五、大阪式無盡五組滿會に付、入札差金分配殘額五十六圓八十三錢を利益に組入る。

（借方）
入札差金　五六・八三円

（貸方）
入札差金益　五六・八三

（三）解約返戻金

本勘定は、未給付口の解約に依り、加入者へ返戻すべき金額を處理するものである。本勘定の發生、增加は貸方に、減少は借方に記帳する。

未給付口を解約したる場合は、無盡契約々款の規定に從つて、既に拂込まれたる掛金より、解約手數料と既往に分配したる入札差金とを差引いた殘額を、即時又は滿會時に於て利子を附せずして拂戻する。滿會時拂の規定ある場合にして、事情止むを得ざるものと認めたるときは、一定の利息を徵して、中途に於て拂戻す場合がある。又拂戻金は、現金を以て交付するのが普通であるが、他の加入口の掛金の拂込に充當する場合も少くない。

本勘定は、未給付口の解約に依り發生、增加し、入札差金及び解約手數料の拂出と、返戻金の拂戻に依り減少する。又滿會後五ヶ年間返戻金拂戻請求の無い場合は、利益に組入れ減少する。

仕譯例

一、甲折裏式無盡第十三回迄掛金拂込の口解約し、即時拂戻す。拂込掛金二百五十七圓、入札差金二十二圓二錢、解約手數料三十圓。

（借方）		（貸方）	
未給付口掛金	二五七・〇〇円	解約返戻金	二五七・〇〇円
解約返戻金	五二・〇二円	解約手數料	三〇・〇〇円
		入札差金	二二・〇二
計	五二・〇二	計	五二・〇二
現金	二〇四・九八円	解約返戻金	二〇四・九八円

二、乙大阪式無盡第二回迄掛金拂込の分解約す。拂込掛金四十二圓、解約手數料二十圓、入札差金三圓五錢、

（借方）		（貸方）	
未給付口掛金	四二・〇〇円	解約返戻金	四二・〇〇円
解約返戻金	二三・〇五円	解約手數料	二〇・〇〇円
		入札差金	三・〇五
計	二三・〇五	計	二三・〇五

三、大阪式無盡甲組滿會に付、乙に返戻金十八圓九十五錢拂戻す。

（借方）		（貸方）	
解約返戻金	一八・九五円	現金	一八・九五円

四、丙に對する東京式無盡解約返戻金二百三十七圓九十八錢を、中途拂戻を爲し、他の東京式無盡の給付口掛金自第四十七回至六十回分二百三十圓へ充當す。割引利子七圓十三錢徴收す。

（借方）		（貸方）	
解約返戻金	二三七・九八円	現金	〇・八五円
		給付口掛金	二三〇・〇〇
		雜益	七・一三
計	二三七・九八	計	二三七・九八

五、丁外三名分返戻金三十五圓五十四錢、滿期より五ヶ年間拂戻請求無きに依り利益へ組入る。

（借方）		（貸方）	
解約返戻金	三五・五四円	雜益	三五・五四円

解約の處理方法は前例（一）よりも次の如く處理する方が簡單である。

（借方）		（貸方）	
未給付口掛金	二五七・〇〇円	解約返戻金	二〇四・九八円
		解約手數料	三〇・〇〇
		入札差金	二二・〇二
計	二五七・〇〇	計	二五七・〇〇

簡單なる右の如き方法を何故に採用しなかつたと云へば、之は無盡會社の業務報告書の作成上より來て居るのである。即ち業務報告書中營業報告書第八項無盡取引諸勘定中二、未給付口掛金の項に、「當期解約返戻確定高」なる欄がある。此の金額は同項四、解約返戻金の項「當期增加高」と一致せしむれば、調査は甚だ簡單であるから、解約返戻金勘定に於て、解約返戻高の全額を一應計上することゝなしたのである。又かくすることが其の性質から見て合理的でもある。

給付補塡備金

（四）給付補塡備金

本勘定は、大阪式無盡に於ける給付金に對する掛金不足額、即ち會社の補塡金を處理するものである。本勘定の發生、增加は貸方に、減少は借方に記帳する。

大阪式無盡に於ては、終回近くの給付口の掛金總額が、給付金額に達しない。前掲（第九頁）大阪式無盡の例に依れば、四十九回給付口は、掛金九百九十九圓八十錢で、給付金千圓に對し二十錢、五十五回給付口は、掛金九百五十圓六十錢で、四十九圓四十錢各々不足する。又終回給付口は九十圓四十錢不足する。之等の不足額即ち補塡額は、無盡金給付の際損失に立てゝも差支ないのであるが、かくては滿會組數の多少、不足額の多寡に依り期の損益に不同を生じ、又補塡額の多額に上る場合は支拂資金に不足を來す場合なきを保し難い。そこで各期の損益の調整と、支拂資金の準備金として、所要補塡額を給付總回數を以て除し、其の一回平均額に未經過回數を乘じたる額を、期末所要備金として期末に積立つることゝなしたのである。毎回又は毎月末に積立つるも差支ない。所要備金計算法の詳細は第四章第二節に於て說明する。而して本勘定は、銀行に於ける未拂利息勘定と同性質のものである。

本勘定は一般利益から積立てらるゝのが原則であるが、無盡利益を滿會時に組入る方法を採用して居る場合は、當該備金は無盡利益備金より振替へても差支ない。

本勘定は積立に依り發生、增加し、無盡金の給付及び一般利益への戻入に依り減少する。

仕譯例

仕譯例

一、大阪式無盡期末現在所要給付補塡備金一萬八百七十二圓、現在積立てある備金三千百七十一圓に付差引七千七百一圓を積立つ。

（借）給付補塡備金繰入　七、七〇一・〇〇　（貸）給付補塡備金　七、七〇一・〇〇

二、大阪式無盡甲組第一回給付補塡備金九圓六錢を積立つ。

（借）給付補塡備金繰入　九・〇六　（貸）給付補塡備金　九・〇六

三、大阪式無盡第五十四回當籤金千圓甲に給付す。會社補塡額四十一圓二十錢、

（借）給付口掛金　九五八・八〇　（貸）現金　一、〇〇〇・〇〇

給付補塡備金　**四一・二〇**

計　一、〇〇〇・〇〇

四、大阪式無盡第五十四回當籤金千圓を甲に給付す。會社補塡額四十一圓二十錢（無盡利益滿會組入採用の場合）

（借）無盡利益備金　四一・二〇　（貸）給付補塡備金　四一・二〇

（借）給付口掛金　九五八・八〇　（貸）現金　一、〇〇〇・〇〇

計　一、〇〇〇・〇〇

五、大阪式無盡甲組滿會の所給付補塡備金百十五圓六十錢殘りたるを以て利益に組入る。

（借）給付補塡備金　一一五・六〇　（貸）給付補塡備金戻入　一一五・六〇

計　一、〇〇〇・〇〇

（五）入札差金補償備金

本勘定は東京式無盡及び折衷式無盡に於て入札差金配當額を保證し、實際の入札差金配當額が右保證額に滿たざるとき、其の差額を會社に於て補償する場合、之を處理する勘定である。

入札差金配當額に關係なく、滿期又は滿期に近き給付回次に於て、約款に定められた金額を確定配當する場合に於ても、亦本勘定を以て處理する。但し此の場合は「入札差金補償其他備金」の科目を採用するを可とする。本勘定の發生、增加は貸方に、減少は借方に記帳する。確定配當の場合は給付補塡備金の場合と同樣未拂利息の性質を有して居るので、之が積立を要する趣旨も亦其の計算方法も給付補塡備金と同樣である。

無盡契約約款に於て會社が、入札差金配當額を保證したる場合に、滿會に至り實際の入札差金配當額

が其の保證額を超ゆる場合もあり、又は保證額に達せざる場合も生ずる。若し差金の配當額が保證額に達せさるときは、其の差額を會社が補償せねばならない。故に會社の實績より觀て、補償を要しないと認めらるゝ場合は宜しいが、若し補償を要するものと認むる場合には其の要補償額を、總回數を以て除したる一回平均額に、經過回數を乘じたる額を毎期末積立てゝ置かねばならないのは、給付補塡備金と同樣である。たゞ給付補塡備金と異る點は、補償額が確定して居ないことである。それは實際の入札差金配當額は、滿會又は之に近づかねば其の額が確定しないので、要補償額も亦確定しないのである。そこで中途に於ては補償額の計算に當りそこに將來の配當豫想額が加へられることになる。

例へば保證額を次の如く假定する。

付次給回	保證額
45	30円
46	40
47	50
48	60
49	70
50	80
計	330

經過回數五回實際に分配した差金一口當五圓五十六錢、將來の配當額二十圓と假定すれば要補償額は

$$\frac{330.00 - (5.56 + 20.00) \times 6}{50} \times 5 = 17.65$$ 円

となる。尙計算法は第四章第三節に於て詳說する。

本勘定は、期末に於て計算し一般利益より積立つるを原則とするが、毎回又は毎月末積立つるも差支ない。滿會時利益組入を爲す會社に於ては無盡利益備金より無盡金給付時に振替ふるも差支ない。

本勘定は積立に依り發生、增加し、無盡金の給付及び利益への戻入に依りて減少する。

仕　譯　例

一、折裏式無盡期末所要備金一萬五千二百三十六圓五十錢を一般利益より繰入る。

（借方）　入札差金補償備金繰入　一五、二三六・五〇円

（貸方）　**入札差金補償備金　一五、二三六・五〇円**

二、東京式無盡期末所要備金三千五百五十二圓八十五錢、現在積立備金二千六百八十三圓三十二錢、差引八百六十九圓五十三錢を一般利益より繰入る。

（借方）　入札差金補償備金繰入　八六九・五三円

（貸方）　**入札差金補償備金　八六九・五三円**

三、甲折裏式無盡滿會に付千圓給付し、入札差金配當保證額八十圓支拂ふ、內二十五圓二錢會社にて補償す。

（借　方）

無盡利益備金	二五·〇二円
入札差金	五四·九八円
入札差金補償備金	**二五·〇二**
計	八〇·〇〇

（貸　方）

入札差金補償備金	**二五·〇二円**
現金	八〇·〇〇円
計	八〇·〇〇

四、甲折裏式無盡第四十九回當籤金給付す。入札差金配當保證額七十圓、內差金配當額五十六圓九錢、差引補償額十三圓九十一錢支拂ふ。

（借　方）

入札差金補償備金	**一三·九一円**
現金	一三·九一円
計	一三·九一

（貸　方）

入札差金補償備金戻入	**五五·四九円**
計	五五·四九

五、東京式無盡甲組滿會の處入札差金補償備金五十五圓四十九錢剩餘を生じたるを以て利益に組入る。

（借　方）

入札差金補償備金	**五五·四九円**
無盡利益備金	五五·四九円

（貸　方）

無盡利益備金	**五五·四九円**
計	五五·四九

（六）無盡利益備金

本勘定は、給付に依り生じたる掛金剩餘金（無盡利益）を處理する勘定である。本勘定の發生、增加は貸方に、減少は借方に記帳する。

無盡金の給付に依り掛金剩餘金、卽ち利益を生ずる場合あることは第一節資產勘定、給付口掛金の項に於て述べた所であるが、此の掛金剩餘金（無盡利益）は初回より終回迄の掛金中に含まれ居るもので、之を給付と同時に全部利益に計上する事は不合理である。依つて經過回數に相應する金額を利益勘定に計上し、未經過分は之を留保して置く必要がある。本勘定の殘高は卽ち此の未經過利益に該當するものである。但し無盡利益を滿會時に組入るゝ會社、及び例外的組入方法を採用する會社の殘高は之に該當しない場合がある。而して本勘定は無盡利益の組入計算法と不可分の關係にある。其の詳細は第四章第一節に於て述べる。

本勘定は無盡金の給付に依り發生、增加し、利益の組入又は給付補塡備金、入札差金補償備金等への振替に依り減少する。

仕譯例

仕　譯　例

一、甲に大阪式無盡第十二回當籤金千圓を給付す。

（借　方）

給付口掛金	一、二三六·〇〇円
無盡簿記提要	九九

（貸　方）

現金	一、〇〇〇·〇〇円

	計		一、二三六・〇〇		一、二三六・〇〇

二、乙に東京式無盡第二十回落札金九百圓を給付す。

（借）	無盡利益備金		二三六・〇〇		
	計		一、二三六・〇〇		
（貸）	現金		九〇〇・〇〇	円	
	入札差金		一〇〇・〇〇		
	無盡利益備金		八六・〇〇		
	計		一、〇八六・〇〇		

三、折衷式無盡利益金千五百二十六圓五十錢を利益へ組入る。

（借）	無盡利益備金		一、五二六・五〇	円	
（貸）	無盡利益金		一、五二六・五〇	円	

四、大阪式無盡第五十三回當錢金を甲に給付す。依つて同回の掛金不足額三十三圓を給付補塡備金へ振替ふ。（滿會時利益組入の會社の例）

（借）	無盡利益備金		三三・〇〇	円	
（貸）	給付補塡備金		三三・〇〇	円	

（七）舊無盡給付資金

本勘定は、無盡簿記改正に依りバランス切替に依り生じたる會社の純益を處理する勘定である。本勘定は遲くも昭和十九年上期末迄に解消するもので、增加することなく漸次減少（借方記帳）するものである。

本勘定は利益組入れに依り減少する。

仕譯例

一、決算に際し一期割當額千五百圓五十八錢を利益へ組入る。

（借）	舊無盡給付資金		一、五〇〇・五八	円	
（貸）	無盡・利益金		一、五〇〇・五八	円	

（八）加入豫約金

本勘定は、無盡加入者募集に當り加入申込者より徵する加入豫約金（加入申込證據金）を處理する勘定である。本勘定の發生、增加は貸方に、減少は借方に記帳する。

加入豫約金は之を徴する會社もあり、又徴せざる會社もある。而して其の金額も會社に依り異つて居る。本豫約金は會の成立と共に初回の掛金に振替へられ、若し申込を取消し又は初回掛金を拂込まぬ場合は、會社が收得して返却せぬ規定の所が多い。本勘定は、加入申込に依り發生、增加し、無盡會の成立又は會社收得に依り減少する。

仕譯例

一、甲外五人より大阪式無盡千圓會加入申込と同時に加入豫約金一口十圓計六十圓を受入る。

（借）現金　六〇・〇〇円　（貸）加入豫約金　六〇・〇〇円

二、大阪式無盡甲組成立に付き、加入豫約金六百圓を第一回掛金に振替充當す。

（借）加入豫約金　六〇〇・〇〇円　（貸）未給付口掛金　六〇〇・〇〇円

三、加入を申込みたる乙は第一回掛金を拂込ます、契約履行の意思なきものと認めらるゝを以て加入豫約金十圓會社に於て收得す。

（借）　方）　（貸）　方）

雜益　一〇・〇〇円

註　本勘定は獨立科目とせず「假受金勘定」中に包含せしめ小科目と爲す向も少くない。

（九）期限未到達掛金

本勘定は、期限到來せざる給付口掛金及び未給付口掛金の受入額を處理する勘定である。本勘定の發生、增加は貸方に、減少は借方に記帳する。

本勘定は受入に依り發生、增加し、掛金拂込期限の到來に依り減少する。

仕譯例

一、甲より大阪式無盡甲組期限前掛金第五回より九回迄五回分百五圓入金す。

（借）現金　一〇五・〇〇円　（貸）期限未到達掛金　一〇五・〇〇円

二、大阪式無盡甲組第五回期限到來に付き、甲の前掛金を期限未到達掛金より未給付口掛金に振替ふ。

（借）期限未到達掛金　二一・〇〇円　（貸）未給付口掛金　二一・〇〇円

註　一、改訂簿記は期限の到來を記帳の基礎とせざるを以て期限前の掛金と雖給付口掛金及び未給付口掛金

無盡簿記提要　一〇三

勘定に入金して差支無いのであるが、帳簿の整理、未收掛金の算定等に當り却つて手數を要する虞あるを以て、會社の都合に依り本勘定に依り處理するも差支ない。

二、本勘定は假受金として處理する所も少くない、が金額の多額なる場合は獨立科目とするを可とする。

擔保見合金

(一〇)　擔　保　見　合　金

本勘定は、無盡金給付の擔保として受入れたる現金を處理する勘定である。本勘定の發生、增加は貸方に、減少は借方に記帳する。

無盡金給付に際し、提供せられた擔保物の價額が不十分なる場合、或は保證人の資力充分ならずと認むる場合に、會社には於て適當と認めたる一定額の現金を擔保として預り、無盡金を給付する場合がある。此の所謂現金擔保に付きては、法律上の疑義がある樣であるが、今日尙行はれて居る所である。乍然、最近に於ては、之を國債、勸業債券に換へ、或は掛金の預りとして取扱ひ、本勘定は漸次減少の傾向にある。而して擔保として預りたる現金に對しては、一定の利子を附する場合と、附せざる場合とある。回の進行に連れ、其の必要を認めざるに至り之を拂戻する。

本勘定は現金の預りに依り發生、增加し、拂出に依り減少する。

仕譯例

仕　譯　例

一、甲より大阪式無盡第十一回當籤金給付の擔保として現金百圓を受入る。

	(借方)		(貸方)
現金	一〇〇・〇〇円	擔保見合金	一〇〇・〇〇円

二、甲大阪式無盡第十一回給付口掛金殘債權減少したるに依り擔保金百圓を拂戻す。

	(借方)		(貸方)
擔保見合金	一〇〇・〇〇円	現金	一〇〇・〇〇円

註　本勘定は獨立科目とせず、假受金の小科目として取扱ふ場合も尠くない。

第三節　損　益　勘　定

無盡利益金

(一)　利　益　金

本勘定に屬するものは凡て貸方に記帳する。

(1)　無　盡　利　益　金

本勘定は、無盡金給付に依り生じたる掛金剩餘金中、當該期に屬する利益を處理する勘定である。

改訂前の無盡簿記に於ては無盡利益金は「無盡給付資金勘定」より振替へられ、而も一組の無盡豫定

收支計算上の掛金剩餘金に基き、其の一回平均額又は其の或る割合（例へば七割）を給付回次の經過に伴ひ、無盡金の給付の如何に拘はらず、利益に計上せられたのである。從つて往々にして未だ發生しない利益迄組入れられ、不知不識の間に資産不足（缺損）を生じ、遂には行詰りを來たした實例が尠くなかつたのである。そこで、今回の改訂に當つては此の點に留意し、給付したる口の掛金剩餘金を一應無盡利益備金として積立て置き、其の中から給付回次の經過に應じ、一定額を無盡利益金に計上することゝ爲したのである。卽ち掛金剩餘金を總回數で除したる一回平均額を經過回數に應じ、無盡利益金に計上するのである。之に對し尙次の如き方法が認められて居る。

(1)　滿會に於て其の組の「無盡利益備金」の全額を組入るゝ法

(2)　豫定收支計算表に依る掛金剩餘金を、總回數を以て除したる一回平均額の或る割合以內を、給付金給付の都度其の組の「無盡利益備金」より組入るゝ法

(3)　給付したる口の掛金剩餘金の或る割合以內を、給付の都度其の組の「無盡利益備金」より利益に組入るゝ法

以上の (2) (3) は過渡的組入方法である。

之等の計算方法等の詳細は第四章第一節に於て述べる。

尙無盡利益金は掛金中に含まるゝものであるから、掛金の入金に依つて始めて利益に計上すべき筋合であるが、之に關係なく給付回次の經過に應じ計上し得る點に留意を要する。

右の外舊無盡給付資金（貸方）から振替へらるゝ場合がある。但し之は本章第二節に於て述べたる如く昭和十九年上期以降は生じない。

本勘定は每回又は期末に於て計上せらる。

仕　譯　例

一、甲に對し大阪式無盡第二回當籤金千圓を給付す。給付時迄の經過利益八圓五十二錢を利益に組入る。

（借方）無盡利益金　八・五二圓　（貸方）無盡利益金　八・五二圓

二、折衷式無盡第十回分無盡利益金百六十九圓五十錢を利益に組入る。

（借方）無盡利益金　一六九・五〇圓　（貸方）無盡利益金　一六九・五〇圓

三、期末に於て無盡利益金當期分五萬六千百九十三圓五十二錢利益に組入る。

（借方）無盡利益金　五六、一九三・五二圓　（貸方）無盡利益金　五六、一九三・五二圓

四、東京式無盡甲組滿會に付無盡利益備金殘額四千二百十四圓を利益に組入る。

（借　方）　無盡利益備金　四、二一四・〇〇　（貸　方）　無盡利益金　四、二一四・〇〇

入札差金益

(2) 入札差金益

本勘定は、入札差金より收得する會社の利益を處理する勘定である。入札差金の中より、事業方法書の定むる所に依り、會社は其の一部を收得することが出來る。それは入札差金の二割を限度とする。滿會迄に補充し能はざりし缺口に對する入札差金の分配金は受取る者が無いので、之を會社の收得とする。々入札差金の分配端金も亦會社の收得とする。

本勘定は無盡金の給付及び滿會に於て發生する。

仕譯例

仕　譯　例

一、甲に對し東京式無盡第三回落札金八百圓給付す。會社は入札差金の二割四十圓及び分配端金四十五錢を收得す。

（借　方）　入札差金　四〇・四五　（貸　方）　入札差金益　四〇・四五

二、折衷式無盡乙組滿會の所、入札差金百七十二圓八十錢殘りたるを以て利益に組入る。

（借　方）　入札差金　一七二・八〇　（貸　方）　入札差金益　一七二・八〇

解約手數料

(3) 解約手數料

本勘定は、未給付口が無盡契約を解約したる場合、其の拂込みたる掛金の中より徴收する手數料を處理する勘定である。

解約手數料は、解約返戻金を即時拂する時は、給付金契約高の三割、滿會拂の時は給付金契約高の二割と定められて居る。

本勘定は未給付口の解約のとき發生する。

仕譯例

仕　譯　例

一、甲大阪式無盡千圓會一口解約す、解約手數料二十圓收得す、入札差金戻三圓五錢。

（借　方）　解約返戻金　二三・〇五　（貸　方）　解約手數料　二〇・〇〇　入札差金　三・〇五

	計	二三・〇五		計	二三・〇五

註　第二節負債勘定解約返戻金參照

二、乙折衷式無盡千圓會一口解約し、返戻金即時支拂ふ、解約手數料三十圓、入札差金戻六圓十五錢。

（借	方）		（貸	方）	
解約返戻金		三六・一五	解約手數料		三〇・〇〇
			入札差金		六・一五
計		三六・一五	計		三六・一五

(4)　債權取立回收益

本勘定は、銷却したる給付口掛金、貸付金等取立回收したるものを處理する勘定である。

給付口掛金又は貸付金にして、回收不能と認め銷却したるものに對しても、絕えず債務者又は連帶保證人等の事情を調査し、回收可能と認めたる時は種々の方法手段を講じて、其の回收に努むる。其の結果回收せらるゝものが尠く無い。

本勘定は銷却掛金又は銷却貸付金回收の時發生する。

仕譯例

債權取立回收益

一、銷却したる丙の給付口掛金九十五圓、同人連帶保證人丁より拂込み來る。

（借	方）		（貸	方）	
現金		九五・〇〇	債權取立回收益		九五・〇〇

二、戊に對する銷却貸付金三百圓本人の經濟狀態回復を知り嚴重督促の結果入金す。

（借	方）		（貸	方）	
現金		三〇〇・〇〇	債權取立回收益		三〇〇・〇〇

(5)　給付補塡備金戻入

本勘定は、積立てたる給付補塡備金の所要額に超過したる額を處理する勘定である。

給付補塡備金を每回一組每に積立つる方法を採用する場合に、次回に於て所要額を超過する場合がある（第四章第二節參照）、此の超過額は利益に戻入れを要する。

本勘定は積立給付補塡備金が所要額に超過したるとき發生する。

仕譯例

一、大阪式無盡甲組給付補塡備金三圓二錢超過に付利益へ戻入る。

（借	方）		（貸	方）	
給付補塡備金		三・〇二	給付補塡備金戻入		三・〇二

入札差金補償備金戻入

(6) 入札差金補償備金戻入

本勘定は積立たる入札差金補償備金の所要額に超過したる額を處理する勘定である。

入札差金補償備金を毎回一組毎に積立つる方法を採用する場合に、次回に於て所要額を超過する場合がある（第四章第三節參照）。此の超過額は利益に戻入れを要する。

本勘定は積立入札差金補償備金が所要額に超過したる場合に發生する。

仕譯例

仕　譯　例

一、折衷式無盡乙組外十組分入札差金補償備金三十二圓超過に付利益へ戻入る。

（借　方）
入札差金補償備金　三二・〇〇円

（貸　方）
入札差金補償備金戻入　三二・〇〇円

無盡會社の利益にして、無盡取引に關聯するものとしては以上の外「貸付金利息」、「延滯日歩」（掛金延滯損害金）、「雜益」等あれども、計理の方法は、銀行簿記等と異る所なきを以て省略せり。

給付補塡備金繰入

(1) 給付補塡備金繰入

(二) 損　失　金

本勘定の發生は、凡て借方に記帳し、減少は借方に記帳する。

本勘定は、給付補塡備金の積立を處理する勘定である。給付補塡備金竝に之が積立方に付ては、本章第二節及び第四章三節に於て說明せるを以て玆では省略する。

本勘定は所要備金額に對し現在積立備金の不足したる場合に發生する。

入札差金補償備金繰入

仕譯例

仕　譯　例

一、期末決算に於て所要備金五萬六千百三十二圓五十五錢に對し、現在積立備金四萬八千六百九十三圓六十錢に付き、其の不足額七千四百三十八圓九十五錢を積立つ。

（借　方）
給付補塡備金繰入　七、四三八・九五円

註　本章第二節給付補塡備金參照

（貸　方）
給付補塡備金　七、四三八・九五円

(2) 入札差金補償備金繰入

本勘定は、入札差金補償備金の積立を處理する勘定である。入札差金補償備金竝に之が積立方に付ては本章第二節及び第四章に說明して居るから玆では省略する。

本勘定は所要備金額に對し現在積立備金不足したる場合に發生する。

仕　譯　例

無盡簿記提要

一、折裏式無盡甲組外十五組期末所要備金三千百五十三圓八十六錢に對し、現在積立額金千八百九十三圓五十四錢に付差引不足額千二百六十圓三十二錢を積立つ。

仕譯例

（借　方）
入札差金補償備金繰入　一、二六〇・三二円

（貸　方）
入札差金補償備金　一、二六〇・三二円

註　本章第二節入札差金補償備金參照

給付口掛金銷却

(3)　給付口掛金銷却

本勘定は、給付口掛金にして回收不能となりたるものを處理する勘定である。給付口掛金に對しては、確實なる擔保物、又は保證人を立てしむるのであるから、回收不能のものを生じないのが常則であるが、加入者の經濟的破綻、擔保物の値下り、其の他に依り種々の手段を講じても、尙回收不能となる場合が生じて來るのは止むを得ない所である。

又會社に依りては、滿會となりたる組に延滯掛金のある場合は一應之を銷却する向もある。

本勘定は回收不能と決定し、銷却處分を爲したるとき發生する。

仕譯例

一、大阪式無盡第二十回給付口甲の延滯掛金百八十圓本人竝に保證人死亡、行衞不明等との爲め、回收不能に付銷却す。

（借　方）
給付口掛金銷却　一八〇・〇〇円

（貸　方）
給付口掛金　一八〇・〇〇円

二、東京式無盡第三十回給付口乙延滯掛金三百七十六圓督促するも、拂込を爲さゞるを以て、擔保物を處分したるに、三十圓不足し之が徴收の途なし、依つて銷却す。

（借　方）
現　金　三四六・〇〇円
給付口掛金銷却　三〇・〇〇
計　三七六・〇〇

舊無盡給付資金銷却

(4)　舊無盡給付資金銷却

本勘定は舊無盡給付資金（借方）の銷却を處理する勘定である。

本勘定に付ては本章第一節舊無盡給付資金の項を參照せられたい。

本勘定は舊無盡給付資金を銷却したるとき發生す。

仕譯例

（貸　方）
給付口掛金　一八〇・〇〇円
計　三七六・〇〇

無盡簿記要要

一、決算に際し舊無盡給付資金二千五百圓銷却す。

（借）　舊無盡給付資金銷却　二、五〇〇・〇〇円　（貸）　舊無盡給付資金　二、五〇〇・〇〇円

貸付金銷却

(5) 貸付金銷却

本勘定は、諸貸付金の銷却を處理する勘定である。

仕譯例

仕　譯　例

一、甲に對する給付金限度貸付金中百圓回收不能となりたるを以て銷却す。

（借）　貸付金銷却　一〇〇・〇〇円　（貸）　給付金限度貸付　一〇〇・〇〇円

勸誘費

(6) 勸　誘　費

本勘定は、無盡加入者を獲得するために要したる費用を處理する勘定である。

勸誘費は、勸誘員の給料、賞與、旅費、手當又は歩合等は勿論、內勤社員が加入者を紹介したる場合之に與ふる手數料等、名義の何たるを問はず勸誘に要する一切の費用を計上すべきものである。一人が勸誘と集金とを兼ねる場合、又は特に勸誘專擔員を設けざる場合に在つては、勤務の割合に應じ夫々適宜勸誘費と集金費に分割計上すべきものである。而して勸誘費は新規契約高に對し其の千分の十五以內と定められて居る。

本勘定は勸誘費の支拂、集金費及び繰延勸誘費よりの振替に依り發生し、繰延勸誘費に振替に依つて減少する。

仕譯例

仕　譯　例

一、大阪式無盡一組成立に付き甲外十名に對し、勸誘費一口當六圓計三百六十圓支拂ふ。

（借）　勸誘費　三六〇・〇〇円　（貸）　現金　三六〇・〇〇円

二、決算に付き集金費より三千六百五十八圓を勸誘費に振替ふ。

（借）　勸誘費　三、六五八・〇〇円　（貸）　集金費　三、六五八・〇〇円

三、決算に付き、勸誘費の中より二千三百十六圓を繰延勸誘費に振替ふ。

（借）　繰延勸誘費　二、三一六・〇〇円　（貸）　勸誘費　二、三一六・〇〇円

集金費

(7) 集　金　費

本勘定は、集金員の給料、賞與、旅費、手當又は歩合等集金に要する一切の費用を計上すべきものである。集金員が勘誘に從事する場合は、其の勤務の割合に應じ勘誘費と集金費とに分割計上するを要する。而して集金費は入金高に對し千分の十五以内と定められて居る。

本勘定は集金費の支拂ひに依り發生し、勘誘費に振替へに依り減少する。

仕　譯　例

一、集金員甲外五十一名に對し、給料竝に集金歩合三千六百四十圓五十錢を支拂ふ。

（借）集　金　費　三、六四〇・五〇　（貸）現　金　三、六四〇・五〇

二、決算に付き、勘誘費に三千六百五十八圓を振替ふ。

（借）勘　誘　費　三、六五八・〇〇　（貸）集　金　費　三、六五八・〇〇

無盡會諸費

(8) 無盡會諸費

本勘定は、無盡會開會に要する會場費、茶菓費、會場への出張費等を處理する勘定である。

本勘定は費用の支拂ひに依り發生する。

仕　譯　例

一、某日神田會場費十圓、當日茶菓費五圓、出張員手當二圓、計十七圓支拂ふ。

（借）無盡會諸費　一七・〇〇　（貸）現　金　一七・〇〇

掛金割戻金

(9) 掛金割戻金

本勘定は、加入者が爾後の掛金を一時償還するに際し、會社に於て支拂ふ利息相當額を處理する勘定である。本勘定に付ては第一節給付口掛金、第二節未給付口掛金を參照せられたい。

本勘定は加入者が爾後の掛金を一時償還したる場合に發生する。

仕　譯　例

一、丙大阪式無盡第一回給付口、第五十一回以後十回分掛金九十八圓一時償還す、掛金割戻一圓十錢。

（借）現　金　九六・九〇　（貸）給付口掛金　九八・〇〇　掛金割戻金　一・一〇

	計	九八・〇〇	計

二、戊大阪式無盡掛金初回より滿會迄の分一時に拂込む。利息相當額五十九圓五十六錢差引き八百五十圓四錢入金す。

（借	方）		
現	金	八五〇・〇四	
掛金割戻金		五九・五六	
	計	九〇九・六〇	
			（貸 方）
			未給付口掛金 九〇九・六〇
			計 九〇九・六〇

註　利息相當額を「支拂利息」として處理する向あるも採用せざるを可とす、「雜損」の科目を採用するも可なり。

雜損

(10) 雜損

本勘定は、入札差金立替金、又は假拂金にして損失に歸したるもの、竝に掛金の一時償還に基く割戻金等を、處理する勘定である。

雜損には、此の外尙他に屬せざる損費を處理することは勿論であるが、玆では直接第一節資産勘定に關係あるもののみを掲げたのである。假拂金中訴訟費の如きは、雜損とせず訴訟費の科目を以て處理するを可とする。

本勘定は入札差金立替金又は假拂金等の損失に歸したる場合等に發生する。

仕譯例

一、東京式無盡甲組滿會に付入札差金立替金殘額百六十一圓八十八錢損失に振替ふ。

（借	方）		
雜損		一六一・八八	
			（貸 方）
			入札差金立替金 一六一・八八

二、假拂金百五十圓回收不能に付缺損處分す。

（借	方）		
雜損		一五〇・〇〇	
			（貸 方）
			假拂金 一五〇・〇〇

(11) 出席奬勵金

本勘定は、掛金の拂込を奬勵する爲め支出する金額を處理する勘定である。

出席奬勵金は又「掛金奬勵金」「車代」「通車料」等と呼ばれ、期日迄掛金の拂込ありたるものに對し支拂はれ、掛金に充當さるゝを常とする。金額は一口千圓當三十錢乃至五十錢程度である。而して本奬勵金の支出は最近當局に於て之を認めざることゝなりたるを以て、本勘定は近き將來に於て解消すべき

仕譯例

ものである。

本勘定は掛金入金の場合に發生する。

仕　譯　例

一、大阪式無盡甲組第二回掛金甲外五十五名分千百七十六圓入金す、出席奬勵金一口當三十錢、計十六圓八十錢支拂ひ充當す。

	（借方）		（貸方）
現金	一、一五九・二〇円	未給付口掛金	一、一七六・〇〇円
出席奬勵金	一六・八〇		
計	一、一七六・〇〇	計	一、一七六・〇〇

無盡會社の損費は大部分が無盡取引に關聯ある勘定であるが、以上述べた所は、第一節資産勘定に掲げた取引竝に所謂無盡直接費と呼ばれて居るもののみを掲げたのである。以上の外「調査費」「整理費」等の勘定科目を採用する會社も少くない。之等の中には調査竝に整理に從事する係員の給料、賞與、手當、旅費及び之等に關する一切の費用を計上すること、勸誘費及び集金費と同樣である。

第四章　無盡利益金の組入額竝に各種備金所要額計算法

第一節　無盡利益金の組入額竝に無盡利益備金の計算法

無盡利益組入計算と無盡利益備金計算とは不可分の關係にあるを以て兩者を合して說明する。

無盡利益金及無盡利益備金

（一）無盡利益金及無盡利益備金

無盡金を給付したる口の掛金剩餘金（總掛金額から給付金額を差引きたる額）が即ち「無盡利益金」である。而して此の額は給付と同時に「無盡利益備金」に積立てられる。（第三章第一節給付口掛金參照）

無盡利益組入法

原則組入法

（二）無盡利益組入法

(1) 原則組入法

掛金剩餘金を總回數を以て除したる一回平均額に、給付を爲したるとき迄の給付經過回數を乘じたる額を給付の時、無盡利益備金より組入れ、爾後は毎回其の一回平均額を組入る。

右に依り計算した金額を期末に於て一括して組入るゝも差支無い。

左に實例を示す。

大阪式無盡無盡利益表

給付次回	總回數	掛金殘餘金	一回平均額	次回給付ノ迄利益
1	60	円 258	円 4.30	円 4.30
2	〃	256	4.26	8.52
3	〃	254	4.23	12.69
4	〃	252	4.20	16.80
5	〃	250	4.16	20.80
6	〃	248	4.13	24.78

（第9頁參照）

無盡利益備金

年月日	摘要	無盡利益備金 剩餘金	給付時組入利益	每回組入利益	殘高
1.20	1回給付	円 258.00	円 4.30	円 0	円 253.70
2.10	1回給付分			4.30	249.40
〃21	2回給付	256.00	8.52	0	496.88
3.10	1.2回給付分			8.56	488.32
〃25	3回給付	254.00	12.69		729.63
4.10	1.2.3回給付分			12.79	716.84
〃19	4回給付	252.00	16.80		952.04
5.10	1—4回給付分			16.99	935.05
6.10	同上			16.99	918.06
計		1,020.00	42.31	59.63	

（A）　毎回利益を組入るゝ方法を採用する場合は、右の例の如く利益を組入るゝのである。給付時組入利益は上表無盡利益表の給付回次迄の利益額（一回平均額に給付回次を乘じたる額）を計上する。毎回組入額は上表給付口一回平均額を漸次累計せるものである。

（B）　期末に一括して利益を組入るゝ方法を採用する場合は、右下表の給付時組入利益計四二圓三二錢と毎回組入利益計五九圓六三錢との合計一〇一圓九四錢を期末に於て利益に組入るゝのである。従つて無盡利益備金の組入直前の殘高は一、〇二〇圓である。

（C）　便法として次の如き方法も採用されて居る。

給付の際給付時迄の利益と爾後の回よりその期の期末迄の利益に組入る。例へば七月に於て第六回無盡金を給付したるとせば、給付時迄の利益二四圓七八錢と當該期の利益四圓一三錢の六倍）二四圓七八錢との合計四九圓五六錢を給付の時利益へ組入れ、前期迄の給付口の利益は同上一回平均額の合計一六圓九九錢に當該期の經過回數六を乘じたる一〇一圓九四錢を期末に於て利益に組入る。

（D）　期末組入の方法を採用する場合に期末所要備金を先づ計算し、現在積立てある備金額に對比し、

其の差額を利益に組入るゝ方法も認められて居る。

（イ）　期末所要備金は次の如く計算する。

期末剩餘金計 ÷ 給付總回數 × 未經過給付回數

前例に依れば、

1,020.00 ÷ 60 × (60 − 6) = 17.00 × 54 = 918.00

となる。前掲備金表期末殘高の九一八圓六錢に對し六錢の差あるは、各口の一回平均額に依り計算したると、各口合計して一回平均額を算出したるとの相違に基く。

（ロ）　期末積立備金

前例に依れば　一、〇二〇圓

（ハ）　組入利益

前例に依れば

1,020.00 − 918.00 = 102.00

となる。前掲備金表に依る利益組入額一〇一圓九四錢に對し六錢の差あるは（イ）に記したる理由に同じ。

滿會時組入法

滿會時竝原則の併用

(2) 滿會時組入法

滿會迄利益の組入を爲さず、滿會に於て其の組の無盡利益備金の殘額全部を、利益に組入るゝ法である。玆で其の組の掛金剩餘金全額と云はず、無盡利益備金の殘額と稱するは無盡利益備金より、給付補塡備金又は入札差金補償備金へ振替へたるものがある場合には、其の振替額だけ減少して居るからである。

滿會組入法を採用せる場合の無盡利益備金の所要額は、其の組の掛金剩餘金と同額なることを原則とする。（四一頁參照）但し實際に於ては給付補塡備金等への振替額だけ減少して居る場合がある。

此の組入法は別段の計算を要しないので、最も簡單な方法であるが、常時滿會組の剩餘金のみを以て賄ひ得る會社で無ければ之を採用することは困難である。

(3) 滿會時組入法竝に原則組入法の併用

滿會時組入法を原則として採用するも、期に依りては滿會組の剩餘金のみを以て賄ひ切れぬ場合がある。故に其の時は進行中の組の一部に付き原則組入法を採用し、其の利益を以て不足額を補ふとする方法である。

例へば無盡利益金約一〇〇、〇〇〇圓を要する場合に、滿會組の無盡利益備金殘高合計約八五、〇〇〇

圓に過ぎず、一五、〇〇〇圓の不足額を生ずるとする、此の場合一五、〇〇〇圓を進行中の最も經過回數の若い組から順次原則法に依り計算し、所要額に充ちたるとき計算を止むる。而して期に依りて滿會組の無盡利益備金殘高が所要利益額に超過する場合は、其の超過額を滿會に近き組より漸次前の原則法に依り計算組入れた額を補填して置く。

例へば一五、〇〇〇圓を原則組入したる次期に於て、滿會組の組入れ得べき利益が所要額に對し一〇、〇〇〇圓超過したる場合は、之を前期原則組入を爲したる組へ經過回數の古い分から補填して置くのである。此の方法は最も融通性のある利益組入法である。

右計算法に依る無盡利益備金の所要額は、原則組入を爲した組の所要備金は原則法に依り計算したる備金を以て所要備金とし、他の組では掛金剩餘金を所要備金額とする。

過渡的組入法

(4) 過渡的組入法

バランス切替の結果、無盡利益備金が原則法に依り計算せる額を積立てざる場合、又は原則組入法に依り計算したる無盡利益金を以てしては、當分所要額だけの無盡利益金を計上し得ぬ場合は、當分の間左の如き方法の採用を認められて居る。

（A）豫定收支計算表に依る掛金剩餘金を給付總回數を以て除したる一回平均額の或る割合以內（十割、一七割）を給付金給付の都度其の組の「無盡利益備金」より組入る法

例へば、大阪式無盡に於て豫定收支計算表（第九頁參照）の掛金剩餘金七、二〇二圓四〇錢を、總回數六〇回で除したる一回平均額一二〇圓四錢の八割、九六圓三錢を一回の利益組入額とし給付の都度利益に組入るゝのである。

（B）給付したるロの掛金剩餘金の或る割合を給付の都度利益に組入る法

例へば、大阪式無盡に於て、初回給付を爲したりとせば、其の剩餘金は二五八圓である。而して利益組入割合を七割とすると、二五八圓の七割一八〇圓六〇錢を利益に組入るのである。

以上（A）（B）の場合と原則的組入の場合を比較すると次の如くなる。

各種利益組入法比較表

剩餘金	原則法	A 法	B 法
円	円	円	円
258.00	4.30	96.03	180.60
256.00	12.82	96.03	179.20
254.00	21.25	96.03	177.80
252.00	29.59	96.03	176.40
0	16.99	0	0
0	16.99	0	0
計	101.94	384.12	714.00

期末備金殘高　原則法　円 918.06
A 法　635.88
B 法　306.00

備考　原則法ニ付テハ 124 頁參照

右の方法は改訂前の利益組入法と殆ど同じであるが、給付を條件として居るので給付なき場合は利益を計上し能はぬのである。從つて單に机上計算に依れば原則法に比し當初より組入額多く經營上有利なるが如く考へらるゝが、所謂給付拒絶多きときは實際に於ては必ずしもそうで無い。

之等の場合に於ける備金現在高は掛金剩餘金より無盡利益組入額を差引きたる殘高であるが、此の方法は過渡的方法であるから常に原則法に依る所要備金額を計算し、其の差額を檢討し速に常道に復する樣留意を要する。

第二節　給付補塡備金所要額計算法

給付補塡備金は曩に述べたる如く大阪式無盡に於ける給付金に對する要補塡額、卽ち未拂利息に相當するものであるから、期限經過分を計算し之を積立てるのである。乍然、此の要補塡額は缺口數、給付回次、所謂給付拒絶口數等に依り異動を生ずるので、計算法も亦種々の場合が生ずる。

次に之等の計算法を述べる。

(1)　原則計算法

積立額の基礎となるものが二つある。

給付補塡備金計算方法

原則計算法

（イ）無盡豫定收支計算表上の要補塡額

（ロ）期限經過未給付口に對する要補塡額

（イ）無盡豫定收支計算上の要補塡額

之は更に三つの場合に分れる。

A　缺口なき場合

B　缺口ある場合

C　給付回次が要補塡回次に入りたる場合

（A）缺口なき場合

此の場合の要補塡額は無盡豫定收支計算表上の掛金不足額全額である。

大阪式無盡（第九頁參照）の實例に依れば次表の如くである。

給付回次	給付金	掛金	會社補塡額（掛金不足額）
四九	一、〇〇〇円	九九九、八〇円	一、二〇円
五〇	一、〇〇〇	九九一、六〇	八、四〇
五一	一、〇〇〇	九八三、四〇	一六、六〇
五二	一、〇〇〇	九七五、二〇	二四、八〇
五三	一、〇〇〇	九六七、〇〇	三三、〇〇
五四	一、〇〇〇	九五八、八〇	四一、二〇
五五	一、〇〇〇	九五〇、六〇	四九、四〇
五六	一、〇〇〇	九四二、四〇	五七、六〇
五七	一、〇〇〇	九三四、二〇	六五、八〇
五八	一、〇〇〇	九二六、〇〇	七四、〇〇
五九	一、〇〇〇	九一七、八〇	八二、二〇
六〇	一、〇〇〇	九〇九、六〇	九〇、四〇
計			五四三、六〇

（B）缺口ある場合

組に缺口あるときは期限未經過の未給付口は、次回より漸次給付するものとして補塡額を計算する。換言すれば、缺口の口數だけ終回より順次繰上げ給付を要しないものとして補塡額を計算するのである。

例へば前掲大阪式無盡に於て、一口缺口ありと假定すれば終回給付口は給付を要しないものとなるから補塡額は 543円60 − 90円40 ＝ 453円20 と計算する。三口缺口あれば 543円60 − (90円40 ＋ 82円20 ＋ 74円00) ＝ 297円00 となる。又十二口缺口を生ずれば、全く補塡を要しないことになるので、此の無盡豫定收支表上の補塡備金は積立不要となるのである。

（C）給付回次が補塡を要する回次に入りたる場合

前掲大阪式無盡に於て給付回次が四十九回以降に入りたる場合に、尙期限未經過の未給付口ありたる場合にのみ積立を要することゝなるは云ふ迄も無いが、此の場合は期限未經過の未給付口は次回から順次給付するものとして補塡額を計算するのである。

例へば五十五回經過し、期限未經過未給付口二口ある場合は、五十六回、五十七回に給付するものとし、補塡額は 57円60 ＋ 65円80 ＝ 123円40 と計算するのである。

（ロ）期限經過未給付口の要補塡額

無盡簿記提要

無盡の組立は毎回一口宛給付して行くことになつて居るのであるが、調査の遅延、當籤者の無盡金終回受給希望、入札者皆無等の理由に依り回が經過しても給付なき場合が少くない。例へば回が十回經過して居るのであるから給付口が十口あるべき筈合であるが、實際には六口しか給付口が無かつたとすれば、殘りの四口は即ち期限經過の未給付口と云ふことになる。此の期限經過の未給付口は理由の如何に拘はらず總回に於て給付するものと看做し、それに對する會社の補塡額は總回給付口の掛金不足額に右口數を乘じたる額を以てこれに當てるのである。前掲大阪式無盡の例に依れば一口當九〇圓四〇錢、期限經過未給付口四口なれば三六一圓六〇錢が要補塡額である。

積立額の計算方法は次の如くである。

$$\text{一組期末所要備金} = \frac{\text{無盡收支豫定表上の會社要補塡額}}{\text{總回數}} \times \text{經過回數} + \frac{\text{期限經過未給付口會社要補塡額}}{\text{總回數}} \times \text{經過回數} \times \text{期限經過未給付口數}$$

$$\text{期末所要備金} = \text{A組所要備金} + \text{B組所要備金} + \text{C組所要備金} + \cdots\cdots$$

計算實例

計算實例

第一例　缺口なき場合

掛金表　大阪式無盡千圓會（第九頁の表に依る）

經過回數　一〇回　缺口　零　期限經過未給付口二口

$$\text{豫定收支計算表上補塡備金} = \frac{543.60}{60} \times 10 = 90.60$$

$$\text{期限經過未給付口分同上} = \frac{90.40}{60} \times 2 \times 10 = 30.20$$

$$\text{所要給付補塡備金額} = 90.60 + 30.20 = 120.80$$

第二例　缺口ある場合

掛金表　前に同じ

經過回數　一五回　缺口二口　期限經過未給付口三口

$$\text{豫定收支計算表上補塡備金} = \frac{[543.60 - (90.40 + 82.20)]}{60} \times 15 = 92.70$$

$$\text{期限經過未給付口分同上} = \frac{90.40}{60} \times 3 \times 15 = 67.95$$

$$\text{所要給付補塡備金額} = 92.70 + 67.95 = 160.65$$

第三例　給付回次が要補塡回次に入りたる場合

掛金表　前に同じ

經過回數　五三回　期限未經過未給付口　三口　期限經過未給付　一〇口

豫定收支計算表上補塡備金 $= \dfrac{41.20 + 49.40 + 57.60}{60} \times 53 = 130.91$

期限經過未給付分同上 $= \dfrac{90.40}{60} \times 10 \times 53 = 80.03$

所要給付補塡備金額 $= 130.91 + 80.03 = 210.94$

簡便計算法

(2) 簡便計算法

原則計算法は無盡收支豫定計算表上の要補塡額と期限經過未給付口の要補塡額と各別に計算し、之を合計して所要給付補塡備金を算出したのであるが、此の兩者を合して一回の計算に依つて所要額を算出する簡便な方法が認められて居る。其の方法は豫定收支計算表上の要補塡額を終回給付口に換算せば何口となるやを算出し、之を期限經過未給付口數に合計し、其の合計口數に終回給付口要補塡額を總回數を以て除したる、一回平均額と經過回數とを乘じて所要額を算出するのである。

前掲大阪式無盡の例に依り、缺口なき場合を採れば、豫定收支計算表上の要補塡額は五四三圓六〇錢である。之を終回給付口數に換算するには終回給付口の要補塡額九〇圓四〇錢を以て除すれば、求むる口數が得られる。543.60 ÷ 90.40 = 6 六口が卽ち換算口數である。缺口ある場合に於ては要補塡額が減ずるのみで計算法は同じである。今前掲大阪式無盡に付き各場合の換算例を示せば次の如くである。

缺口數	現在口數	缺口ニヨル要補塡額控除額	要補塡額	換算口數
〇	六〇	〇	五四三、六〇	六
一	五九	九〇、四〇	四五三、二〇	五
二	五八	一七二、六〇	三七一、〇〇	四
三	五七	二四六、六〇	二九七、〇〇	三
四	五六	三一二、四〇	二三一、二〇	三
五	五五	三七〇、〇〇	一七三、六〇	二
六	五四	四一九、四〇	一二四、二〇	一
七	五三	四六〇、六〇	八三、〇〇	一
八	五二	四九三、六〇	五〇、〇〇	一
九	五一	五一八、四〇	二五、二〇	〇
一〇	五〇	五三五、〇〇	八、六〇	〇
一一	四九	五四三、四〇	二〇	〇
一二	四八	五四三、六〇	〇	〇

換算口數に依る計算例

掛金表　前掲大阪式無盡千圓會

經過回數　一五回、缺口　二口、期限經過未給付口　三口、（原則法計算實例第二例に同じ）

豫定收支計算表上要補塡換算口數　4

期限經過未給付口數　3

計　7

$$\text{所要給付補塡備金額} = \frac{90.40}{60} \times 7 \times 15 = 158.55$$

原則法計算實例第二例に依る給付補塡備金所要額は一六〇圓六五錢となり、右計算額と二圓一〇錢の開きがある。之は計算の精粗に依る所であるから止むを得ない。

給付補塡備金は期末一回各組毎に其の所要額を計算し、各組の總額と日計表上の現在積立額と比較し不足額ある場合は一般利益を以て之を積立て過剩を生じたる場合は利益へ戻入るゝのである。

右の方法に依らず、毎回又は毎月末毎に計算し所要額を積立つる方法も採用して差支ないのであるが、種々の點で手數を要する。

此の場合には次の如き表を作成し置くを便とする。

甲種千圓會期限未經過未給付口ニ對スル一回平均額表

給付回次	未給付口數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
四九		.14	.42	.83	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	9.06
五〇		.28	.69	1.24	〃	〃	〃	〃	〃	〃	8.92	0
五一		.41	.96	1.65	〃	〃	〃	〃	〃	8.64	0	
五二……五八		.55	1.24	2.06	〃	〃	〃	〃	7.68	0		
五九		1.51	0	0	0							
	1.37		2.88	0								

甲種千圓會一回平均額表

現在口數	一回平均額
四九	円
五〇	〇一、一四
五一	四二、八三
五二	一、三八九
五三	二、〇七
五四	二、八九
五五	三、八五
五六	四、九五
五七	六、一八
五八	七、五五
五九	九、〇六
六〇	

第三節　入札差金補償備金所要額計算法

確定配當の計算法は給付補塡備金の計算法と同一であるから省略し、純然たる入札差金補償の場合に付いてのみ述ぶる。

無盡簿記提要

(一) 入札差金補償備金

入札差金補償備金は曩に述べたる如く、東京式無盡及び折衷式無盡に於て入札差金配當額を保證したるとき、實際の入札差金配當額が保證額に達しない場合に支拂ふ不足額を、回數の經過に應じ積立て行くものであるが、其の性質は給付補填備金と同樣未拂利息と類似のものである。たゞ入札差金補償備金に於ては當初より確定せず、入札差金配當額の如何に依り左右せらるゝので、各組各樣のものが現はれて來る點に於て補填備金と異つて居る。從つて計算もそれだけ手數を要することゝなる。

缺口數、給付回次、所謂給付拒絶の數等に依り計算の方法が異つて來る。次に之等の方法を述べる。

原則計算法

(二) 原則計算法

計算の基礎となるべき要保證額の計算は左の三つの場合に依つて異る。

(1) 缺口なき場合

(2) 缺口ある場合

(3) 給付が保證回次に入りたる場合

(1) 缺口なき場合

入札差金保證額總額である。

次の例に依れば保證總額一、二八五圓を以て計算の基礎とする。

付次	保證額
給回	
46	50円
47	53
48	55
49	57
50	59
51	62
52	64
53	66
54	69
55	80
56	98
57	116
58	134
59	152
60	170
計 15口	1,285円

(2) 缺口ある場合

缺口ある場合は次回より順次給付するものと看做して計算する。換言すれば缺口あるときはその缺口數を終回より順次給付をせず、從つて保證を要せぬものとして計算する。

例へば前揭保證額ある組に於て缺口三口ありとすれば保證額は次の如くなる。

1,285 − (170 + 152 + 134) = 829円

(3) 給付が要保證回次に入りたる場合

此の場合に期限未經過未給付口のないときは保證の要無いことは云ふ迄も無い。若し期限未經過未給付口あるときは、次回より順次給付するものとして計算する。

例へば經過回數五〇回、期限未經過未給付口六口とすれば要保證額は次の如くなる。

$$62 + 64 + 66 + 69 + 80 + 98 = 439_{円}$$

要補償額の計算法

A　要保證口に對する要補償額

$$要補償額 = \frac{要保證額 - (一口當差金配當額累計 + 一口當將來配當豫想額) \times 要保證口}{給付總回數} \times 經過回數$$

B　期限經過未給付口に對する要補償額

$$要補償額 = \frac{終回給付口保證額 - (一口當差金配當額累計 + 一口當將來配當豫想額)}{給付總回數} \times 經過回數$$

一組所要補償備金額 ＝ 要保證口に對する要補償額 ＋ 期限經過未給付口に對する要補償額

計算實例

計算實例

第一例

保證額（前掲のもの）

經過回數　一〇回、缺口　零（要保證口一五口）、期限經過未給付口二口、一口當差金配當額一二圓五八錢、將來配當豫想額三七圓四二錢

$$保證口所要補償備金額 = \frac{1,285.00 - (12.58 + 37.42) \times 15}{60} \times 10 = 89.10$$

$$期限經過未給付口分同上 = \frac{170 - (12.58 + 37.42)}{60} \times 2 \times 10 = 40.00$$

$$所要補償備金額 = 89.10 + 40.00 = 129_{円}10$$

第二例

保證額前に同じ

經過回數　一五回、缺口　三口（要保證口一二口）、期限經過未給付口三口、一口當差金配當額一四圓五五錢、將來配當豫想額三五圓四五錢。

$$要保證口所要補償備金 = \frac{[1,285.00 - (170.00 + 152.00 + 134.00)] - (14.55 + 35.45) \times 12}{60} \times 15 = 57.30$$

$$期限經過未給付口分同上 = \frac{170.00 - (14.55 + 35.45)}{60} \times 3 \times 15 = 90.00$$

$$所要補償備金額 = 57.30 + 90 = 147_{円}30$$

第三例

保證額前と同じ

経過回數　五〇回、期限未經過未給付口　二口、期限經過未給付口五口、一口當差金配當額四九圓八五錢、將來配當豫想額零

$$\text{現在證口補償備金} = \frac{(62.00 + 64.00) - (49.85 \times 2)}{60} \times 50 = 22.00$$

$$\text{期限經過未給付口分同上} = \frac{170.00 - 49.85}{60} \times 5 \times 50 = 500.00$$

$$\text{所要補償備金額} = 22.00 + 500.00 = 522.00$$

以上の計算に於て將來配當豫想額が重要な地位にあることを知る。此の豫想額の如何に依つて積立が動いて來る。豫想額を多く見積れば補償備金額が少額となり、豫想額を少く見積れば補償備金は多額となる。而して各組の實際の入札差金配當額に依つて各組毎に此の見積は異り來る筋合である。

又回の進行に依り入札者無きに至りたるときは將來配當豫想額は解消し、要保證額より實際配當額のみを控除することゝなり、玆に始めて要補償額は確定する。

簡便計算法

(三)　簡便計算法

前項に述べたる如く、各組毎に其の補償備金計算法を異にするは甚しく手數を要するので、次の如き表を作成して計算を簡便ならしむる。

入札差金補償備金一回平均額表

缺口數	保證口數	保證額	控除額	引差補償額	一回平均額
		円	円	円	円
0	15	1,285	750	535	8.92
1	14	1,115	700	415	6.92
2	13	963	650	313	5.22
3	12	829	600	229	3.82
4	11	713	550	163	2.72
5	10	615	500	115	1.92
6	9	535	450	85	1.42
7	8	466	400	66	1.10
8	7	400	350	50	.83
9	6	336	300	36	.60
10	5	274	250	24	.40
11	4	215	200	15	.25
12	3	158	150	8	.13
13	2	103	100	3	.05
14	1	50	50	0	0
15	0	0	0	0	0

備考　一、控除額とは過去の實績に依り最も實例多き一口當配當額（右の例五〇圓）に、保證口數を乘じたるものである。

二、控除額は可及的少額なるを可とす。

三、入札なきに至り大體一口當入札差金配當額確定せる場合は本表を使用せざるものとす。

計算法は右表に依り要保證口の要補償一回平均額を求め、之に期限經過未給付口要補償一回平均額に該口數を乘じたるものを加へ、其の合計額に經過回數を乘じ所要補償額を得る。

計算實例

計　算　實　例

經過回數一五回、缺口三口（要保證口一二口）、期限未經過未給付口三口、終回給付口要補償額一回平均額二圓（$\frac{170.00-50.00}{60}$）

所要補償備金額 = [3.82 + (2.00 × 3)] × 15 = 147.30

入札差金補償備金の計算は期末一回之を行ふを原則とするが、毎回又は毎月末計算するも差支無い。たゞ甚しく手數を要する。各組の所要額の合計と日計表の現在積立額と比較し、不足額は積立て、過剰額は利益へ戻入るゝことは給付補塡備金と同樣である。

第五章　傳票及所要帳簿

第一節　傳　票

傳票

（一）傳　票

傳票は取引の生じたるとき、之を記錄する紙片で、各係間の聯絡竝に帳簿へ記入の用に供せられ、場合に依り帳簿の役目をも果す所のものである。

傳票に記載する事項は

（一）取引年月日　（二）勘定科目　（三）仕　譯

（四）取引先　（五）金　額　（六）取引の內容

等である。之等の事項は又帳簿の記載事項と同じである。從つて場合に依り、帳簿の役目を果し得るのである。

傳票の種類

（二）傳　票　の　種　類

無盡簿記提要

傳票は次の三つに分れて居る。

1、入金傳票　2、出金傳票　3、振替傳票

(1)　入金傳票（收入傳票）

様式は次の如きものである。

入金傳票

勘定	昭和　年　月　日	
摘　要	金　額	
		円
合　計		

備考　赤色刷であるのが多い。

(2)　出金傳票（支拂傳票）

様式は次の如くである。

出金傳票

勘定	昭和　年　月　日	
摘　要	金　額	
		円
合　計		

備考　青色刷となつて居るのが多い。

(3)　振替傳票

様式は次の如くである。

振替傳票

昭和　年　月　日

借　方	摘　要	貸　方
	差引現金支拂　差引現金收入	
	合　計	

備考　色は黒

振替傳票

昭和　年　月　日

借　方	金　額	貸　方
	円	
合　計		合　計

備考　無盡會社に於ては同額振替の計算が多いから以上の如き様式のものを使用することが便である。

(三)　無盡會社に於て使用する特殊の傳票

無盡會社に於て最も多き取引は掛金の入金である。而も集金係員をして集金せしむるものが多いので、之に關しては特殊の傳票が用ひられて居る。又給付、解約等に付ては振替勘定が數多いので、之等に付ても亦特殊の傳票が用ひらる。

(1)　掛金入金傳票

例

No.　集金票

殿

昭和　年　月　日

種別	回次	實掛金	差金	計
種	回	円	円	円

摘要　奬勵金　延利

ミシン

No.　入金傳票

殿

昭和　年　月　日

未給付口掛金

種別	回次	實掛金	入札差金	計
種	回	円	円	円

ミシン

No.　領收票

殿

昭和　年　月　日

種別	回次	掛金額
種	回	円

(2)　組毎の集計傳票

掛金入札差金　組別集金傳票

組名	未給付口掛金 口數	未給付口掛金 金額	給付口掛金 口數	給付口掛金 金額	入札差金 口數	入札差金 金額
計						

例ノ二

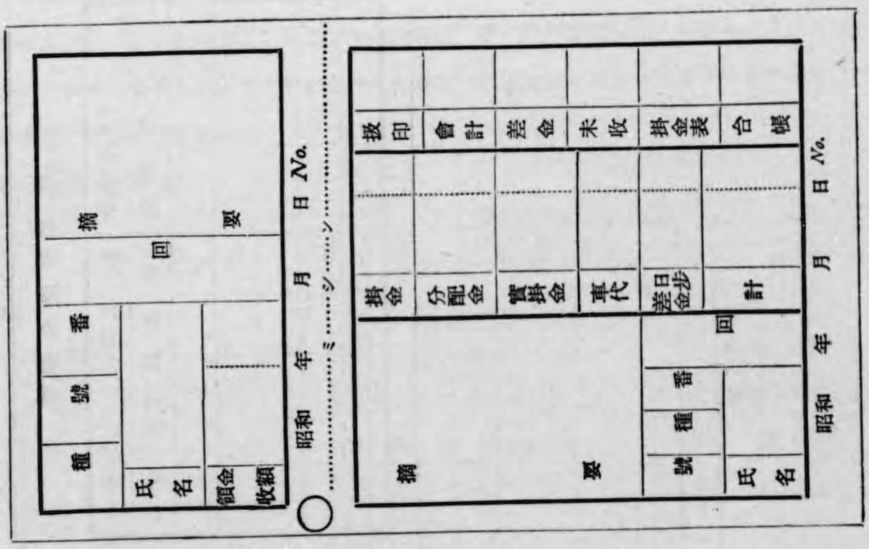

備考　一、未給付口掛金と給付口掛金と副色を異にす。
二、掛金の入金と入札差金の支拂とが一の傳票に記入さる所に特色がある。

(3) 給付傳票

振替傳票

種號番回　　殿　昭和　年　月　日

科目	摘要	借方	科目	摘要	貸方
無盡利益備金	仝		給付口掛金	仝	
入札差金	仝				
入札差金益	仝		入札差金	仝	
無盡利益金	仝		無盡利益備金	仝	
	給付時迄（　）		給付補塡備金	仝	
	期末迄（　）		入札差金補償備金	仝	
	差引現金支拂				
	合計			合計	

備考　1. 未給付口掛金ト給付口掛金トノ振替ハ別傳票トスルヲ可トス
2. 期末一回利益組入ノ場合ハ借方無盡利益金貸方無盡利益備金ハ不要ナリ
3. 借方ニハ以上ノ外假受金（公正費）未給付口掛金（延滯分）等給付ノ際同時ニ起ルベキ勘定科目ヲ會社ノ事情ニ依リ夫々印刷シ置クヲ可トス

(4) 解約傳票

解約振替傳票　No.——

昭和　年　月　日

第　號　圓會　氏名——

借方	摘要	貸方
解約返戻金		未給付口掛金
	第　回分解約確定　自至	
解約手數料		解約返戻金
	諸口振替	
入札差金		
	解約＝付入札差金戻入	
	合計	

第二節　所要帳簿

帳簿

(一) 帳簿

簿記は第一章に於て述べたる如く、取引を記錄、計算する方法であるから先づ取引を記錄すべきものが必要である。それが即ち一般に帳簿と稱せらる所のものである。而して帳簿に記載を要する事項は次の如くである。

(一) 勘定科目　(二) 取引年月日　(三) 仕譯
(四) 金額　(五) 取引先　(六) 取引內容

右の內帳簿の種類に依り其の一部を缺く場合がある。

(二) 帳簿の種類

帳簿種類

(1) 型式より觀たるもの

(イ) 綴合帳簿

(ロ) 非綴合帳簿

無盡簿記提要

バインデツクス、カーデツクス、リネオカード簿、表式帳簿、カード等

帳簿と稱するときは一般には綴合帳簿と考へられて居るが、前述したる如き事項を備へて居る場合には、必ずしも綴合帳簿たるを必要としない。但し裁判上の證憑力の强弱に付ては前者（イ）の勝ること は云ふ迄も無いが、一取引が單に一の帳簿に依つてのみ證明せらるゝものでなく、他に之を證するものが存するのであるから後者（ロ）を使用するも差支ないのみならず取扱の簡便、手數省略等には前者に勝ること數段である。

(2) 記帳方式より觀たるもの

（イ）元　帳　型

（ロ）記　入　帳　型

前者は勘定口座を設け、其の增減を記入し常に殘高を知り得る所に特色があり、後者は各勘定の內譯を爲し、箇々の取引の內容が詳細記入せらるゝ所に特色がある。乍然無盡會社に於ては、手數の省略上兩者を折衷したるものが多く用ひられて居り、其の名稱も亦從つて必ずしも此の分類に合せざるものがある。

(3) 職能より觀たるもの

（イ）主　要　簿（總括簿）

（ロ）補　助　簿（內譯簿）

主要簿は日記帳、仕譯帳、總勘定元帳等簿記の目的を達する上に於て最も必要缺くべからざるものを指し、補助簿は一勘定又は特殊の取引に就いて詳細なる記錄を爲すもので、補助元帳、各種記入帳、內譯明細帳等を云ふのである。乍然此の職能から見てかく區別されて居るが、實際上から云ふならば、補助簿なるが故に之を廢止することも不可能であり、主要簿中の日記帳も之を缺くが故に計算不能なりとも斷じ難く、結局其の重要さに於ては甲乙なきものと云ふことが出來る。

(三) 無盡簿記に於ける所要帳簿

各無盡會社に於ける所要帳簿の種類は、數多いが、玆では所謂主要簿及び直接無盡取引に關係ある主たる帳簿に付いてのみ述べる。

(1) 仕　譯　日　記　帳

(2) 總　勘　定　元　帳

(3) 總勘定元帳殘高帳（日計表、月計表）

(4) 掛金入札差金元帳

(5) 掛金入札差金殘高帳又ハ
(6) 掛金記入帳
(7) 入札差金元帳
(8) 入札差金立替金元帳
(9) 給付原簿
(10) 無盡利益備金計算帳
(11) 給付補塡備金計算帳
(12) 入札差金補償備金計算帳
(13) 解約返戻金元帳
(14) 給付金設度及拂込金設度貸付金記入帳

第三節　各種帳簿と其の様式

仕譯日記帳

(一) 仕譯日記帳

本帳簿は、日々生ずる取引を各勘定科目毎に取纏め記入し、一日に於ける會社全般の取引に付き原始的記錄を爲し、總勘定元帳への轉記の準備を爲すものである。而して無盡會社の仕譯日記帳（單に日記帳と呼ばるゝ）は現金式仕譯制を採用して居るので金錢出納帳と仕譯帳とを兼ねて居る。

傳票よりの記帳法は次の如くである。

(1) 入金傳票及び振替傳票借方に記載せる勘定、氏名及び金額等は日記帳の借方に記入。

(2) 出金傳票及び振替傳票貸方に記載せる勘定、氏名及び金額等は日記帳の貸方に記入。

日記帳

昭和　年　月　日

(借方) 振替勘定	摘要	元丁	振替收入	現金收入	合計	(貸方) 振替勘定	摘要	元丁	振替收拂	現金支拂	合計

備考 1. 振替勘定欄ニハ摘要欄記入ノ勘定科目ノ反對ノ勘定科目ヲ記入ス例ヘバ給付ニヨリ未給付口掛金ヨリ給付口掛金ニ振替ヘタルトキハ借方ニ給付口掛金ヲ記入シ振替勘定欄ニハ未給付口掛金ト記入ス

2. 元丁ニハ總勘定元帳ノ勘定口座ノ頁數ヲ記入スルモノトス

3. 一日ノ借方合計額ニ前日ヨリ繰越殘金ヲ加ヘタル額ヨリ貸方ノ本日合計額ヲ差引キタル殘高ハ本日現金殘高ヲ示スモノトス、實際ノ現金在高ト一致セザルトキハ何レカ記帳誤アルベキ筈ナルヲ以テ再調シ一致セシムルヲ要ス

無盡會社に於ては掛金の入金と入札差金の支拂が、最も多いので之がため次の如き「增補日記帳」を使用するを便とする。

未給付口入札差金　增補日記帳

昭和　年　月　日

摘要				振替收入(入札差金)	現金收入	計
組別	回次	通番	氏名			

給付口掛金入札差金　增補日記帳

昭和　年　月　日

摘要				振替收入		現金收入	計
組別	回次	通番	氏名	(入札差金)	未給付口掛金		

備考　給付口ニ對シ入札差金ヲ分配セザルトキハ入札差金ノ欄ヲ省ク

無盡會社に於ける實際の記載方を見るに、增補日記帳を用ひず、掛金及び入札差金に付いては一口毎の記載を省略し一組毎に纏めて記載して居る。玆に綴合式日記帳の廢止說が有力になつて來て居る。

現在日記帳を廢止して居る會社に於ては「傳票綴」と「日締表」とを以て綴合日記帳に代へて居る。

傳票は先に述べたる如く、帳簿記載事項と同一記載事項を有して居るので之を其のまゝ帳簿と見るも差支ない。而して總勘定元帳への轉記上日締表を作成する。

日締表の樣式を示せば左の如くである、

日締表

昭和　年　月　日

借方

振替收入		現金收入		計		勘定科目	振替支拂		現金支拂		計	
枚數傳票	金額	傳票枚數	金額	元丁	金額		傳票枚數	金額	傳票枚數	金額	元丁	金額
						計						
						前日殘本日殘						
						合計						

貸方

(二)　總勘定元帳

本帳簿は、簿記上最も重要なるもので、各勘定の口座を有し一日の取引を總計して日々記入せられ、各勘定の增減と殘高を一目して明かならしむるものである。

様式は左の如くである。

勘定								
年月日	摘要	日丁	借方	貸方	借又ハ貸	殘高		

本帳簿へは「日記帳」より轉記せらるゝのであるが、其の場合注意を要することは、現金以外の勘定は「日記帳」の「借方」に記入しある金額を本帳の「貸方」へ、日記帳の「貸方」に記入しある金額を本帳の「借方」へ各逆に轉記することである。

現金勘定は一日の日記帳の借方合計金額は「借方」へ、貸方合計金額は「貸方」へ其のまゝ轉記するのである。

(三)　總勘定元帳殘高記入帳（日計表、月計表）

記帳の正否と日々の業績、財産狀態を見るために、總勘定元帳の各期定の殘高を一つに纏める必要がある。之を一つの綴合帳簿に記入する場合もあるが作成、閲覧の便を圖り多くは表と爲し置く、所謂日計表と呼ばれるものである。

様式は次の如くである。

日　計　表

昭和　年　月　日

借方		勘定科目	貸方	
合計	殘高		殘高	合計

備考　1. 最モ多ク採用セラレテ居ルノハ單ニ「殘高欄」ノミ有スルモノデアルガ「合計欄」ニ其ノ日（又ハ月期）ノ增減額ヲ記入スルトキハ業績ヲ一目シテ知ルヲ得

2. 尙契約高、給付高等ヲ知ル爲メニ「貸方」ノ下方空欄ニ之ニ關スル事項ヲ記入スルヲ可ト

一　例

新規契約		同上累計		現在高	
當日給付		同上累計		掛金入高	

掛金元帳入札差

(四) 掛金入札差金元帳

本帳簿は組別に分ち、組の各加入口一口毎の口座を設け、掛金及び入札差金の受入支拂を處理するものである。無盡帳簿中最も重要なるものである。

樣式は次の如くである。

圓會　組

No.＿＿＿＿

氏　名

住　所

回次		年月日	掛金					年月日	入札差金				
給付	掛金		摘要	借方	貸方	借又ハ貸	殘高		摘要	借方	貸方	借又ハ貸	殘高

備考　1. 掛金ノ入金、入札差金受ノ入支拂ヲ取引毎ニ記入スル

2. 掛金ハ給付口掛金及ビ未給付口掛金ニ分ル、ノデアルガ其ノ區別ハ「借又ハ貸」ニ依リ區別セラル、給付前ハ「貸」トシ、給付ニ依リ借方ニ掛金全額ヲ計上シ殘高ハ「借」ト變ル

右の如く元帳型の外記入帳型のもの、掛金額を印刷し置くもの、表式のもの等種々ある。今其の1、11の例を次に掲ぐ。

例　ノ　1

組　號

當落	回
當落	年月日
給付	年月日
給付額	¥

契約異動	氏　名	住所及集金先	職業	電話	募集者

備考　1　トナス要アリ

2　本樣式ニテ可ナリ若シ入札差金欄ハ借方貸方殘高ノ三欄トキハ入札差金次回拂ノ入札差金ハ給付時又ハ滿會時拂ノトキハクモノトス

回次及ビ掛金ノ金額ハ常初ヨリ印刷シ置

掛金回次	開會	到達月	月日	掛金 借方	掛金 貸方 未濟口	掛金 貸方 濟口	掛金 借又ハ貸	掛金 殘高 未給付口	掛金 殘高 給付口	入札差金 累計	摘要
1	入				21.00	23.00		21.00	1.237.00		
2	入				21.00	23.00		42.00	1.214.00		
3	抽				21.00	23.00		63.00	1.191.00		
4	入				21.00	23.00		84.00	1.168.00		
5	入				21.00	23.00		105.00	1.145.00		
6	抽				21.00	23.00		126.00	1.122.00		

例ノ二

丙種參千圓	給付　昭和　年　月　日	回	通帳發行番號		組　號
捺印	保者	摘要	證明書年月日	住所	電話	職業	氏名
			昭和　年　月　日				
			昭和　年　月　日				
			昭和　年　月　日				
			昭和　年　月　日				

募集者	集金特約	集金區域	解約
			年　月　日

拂込日	回	入金日	掛金	掛金累計	掛金殘額	拂込日	回	入金日	掛金	掛金累計	掛金殘額	拂込日	回	入金日	掛金	掛金累計	掛金殘額
	1		圓 55	圓 55	圓 3155		21		圓 55	圓 1155	圓 2055		41		圓 55	圓 2255	圓 955
	2		55	110	3100		22		55	1210	2000		42		55	2310	900
	3		55	165	3045		23		55	1265	1945		43		55	2365	845
	4		55	220	2990		24		55	1320	1890		44		55	2420	790
	5		55	275	2935		25		55	1375	1835		45		55	2475	735
	6		55	330	2880		26		55	1430	1780		46		55	2530	680
	7		55	385	2825		27		55	1485	1725		47		55	2585	625
	8		55	440	2770		28		55	1540	1670		48		55	2640	570
	9		55	495	2715		29		55	1595	1615		49		55	2695	515
	10		55	550	2660		30		55	1650	1605		50		55	2750	460
	11		55	605	2605		31		55	1705	1505		51		46	2796	414
	12		55	660	2550		32		55	1760	1450		52		46	2842	368
	⋮						⋮						⋮				
	20		55	1100	2110		40		55	2200	1010		50		46	3210	0

特記事項		期間	五ヶ年
昭和　年　月　日		抽籤入札	入　入　抽
昭和　年　月　日		開會	月　一　回
昭和　年　月　日		掛金	1-50. 55.00
昭和　年　月　日			51-60. 45.00
昭和　年　月　日			

備考　回次．掛金額ハ當初ヨリ印刷シ置ク
1．右ハ掛金ノ給付口．未給付口共均一ノ東京式無盡ノ場合ニ利用出來ル
2．右ノ様式ニ依ル場合ハ別ニ入札差金ノ元帳ヲ必要トスル

例ノ三

所屬
本店

初會　年　月　日
滿會　年　月　日

組　號
千圓會
開會五日

落當	公正番號	保證擔保解約	住所	氏名	募集者

未給付口掛金 回次	掛金	累計	月次	回次	1	……	42	回次	月次	給付口掛金 掛金	殘額
1	21.00	21.00		1				1		0	1.237.00
2	21.00	42.00		2				2		23.00	1.214.00
3	21.00	63.00		3				3		23.00	1.191.00
4	21.00	84.00		4				4		23.00	1.168.00
5	21.00	105.00		5				5		23.00	1.145.00
6	21.00	126.00		6				6		23.00	1.122.00
7	21.00	147.00		7				7		23.00	1.099.00
……	……	……		⋮				⋮			
				42				42			
					1	……	42				

備考　1．本帳簿ハ一組一枚トス
2．入札差金ニ付テハ別ニ帳簿ノ備付ヲ要ス

例ノ四

給付	組	號	證書ノ別	特記事項	
保證人	氏名	職業	住所		本人トノ關係
擔保物件					

給付擔保欄													
給付金ノ擔保						無盡給付ノ擔保							
質權設定				解除		質權設定						解除	
年月日	種別	金額	印	年月日	印	年月日	圓會組	號	回	印		年月日	印

備考　元帳口座ノ上部又ハ末尾等ニ左ノ欄ヲ設ケ擔保物臺帳ヲ省略スル

（五）掛金及入札差金殘高帳

本帳簿は毎月一回又は二回、前項の掛金入札差金元帳の各口毎の殘高を組毎に合計し、更に之を總計して日計表殘高に照合し、以て記帳の正否を檢するために使用するものである。又期末業務報告書作成の資料として役立つ。

掛金 入札差金 殘高帳

總回數　回　　圓會　組　　開會 滿會

調査年月日	缺口數		給付口掛金			未給付口掛金			入札差金殘高	備考
	未給付	給付	口數	契約高	殘高	口數	契約高	殘高		

備考 1. 備考欄ニハ調査期間内ノ掛金剩餘金及ビ同累計額ヲ記入シ置クモノトス

（六）掛金記入帳

本帳簿は掛金及び入札差金殘高帳を使用するを不便とする場合に備付くるものにて、給付口掛金及び

未給付口掛金の組毎の增減並に殘高を記帳し、一組毎の掛金及び入札差金元帳の各口座毎の殘高合計と照合し、更に本帳簿の殘高と日計表の殘高を照合し、各記帳の正否を檢するに役立つものである。又期末業務報告書作成の資料となる。

樣式は次の如くである。

掛金記入帳

總回數　　回　　圓會　　組　　開會　昭和　年　月　日
　　滿會　昭和　年　月　日

年月日	摘要	經過回數	缺口數		未給付口掛金							給付口掛金							備考
			未付給	給付	口數	借方		貸方		殘高		口數	借方		貸方		殘高		

掛金期限到達高又は未收高を知らんとする場合は各必要の欄を設くれば可なれども、それ等の數字は他の方法に依り、之を知るを得べきを以て事務の簡捷、手數省略の上より成る可く右樣式に依るを可とする。

入札差金元帳

(七) 入札差金元帳

本帳簿は掛金及び入札差金殘高帳を使用せざるとき、其の備付を要するもので、組毎の入札差金の受拂を記帳し、各組の殘高は日計表殘高に一致すべく、掛金及び入札差金元帳の各口座の入札差金の殘高は本帳簿の殘高に一致すべきものである。

樣式は次の如くである。

入札差金元帳

圓會　　組

年月日	摘要	借方		貸方		殘高	

入札差金立替金元帳

(八) 入札差金立替金元帳

本帳簿は入札差金を立替へたる場合、其の受拂を組毎に處理するものである。

様式は次の如くである。

入札差金立替金帳

組　會　圓

年月日	摘要	借方	貸方	残高

（九）給付原簿

本帳簿は、給付に關する事項を記入する帳簿である。

改訂無盡簿記は、給付に關する關係がバランス面に現はれて來ない。乍然無盡金の給付は無盡會社の

主たる目的であり、若しも期限經過の未給付額が多い場合は相當に留意を要する。殊に滿會組に於て滿會時の給付金額の多いことは之に對する給付資金を準備せねばならない爲め、之等の關係を明かならしむるために本帳簿を必要とするのである。尚本帳簿は、從來動もすれば明瞭を缺いて居つた入札差金の分配計算關係をも明かならしめんために設けられたのである。

給付原簿

開會毎月　日　圓會　組　開會 滿會　昭和 昭和　年　月　日　年　月　日

給付回次	抽籤入札	加入者 當落者 通番	加入者 當落者 氏名	加入者 受給付者 通番	加入者 受給付者 氏名	支拂濟印	當落金額	入札差金	差金分配計算 口數	差金分配計算 分配額	差金分配計算 一口當	差金分配計算 一口當累計	差金分配計算 會社收得額	給付年月日	決裁印	摘要 給付口	摘要 未給付口	摘要 記事

備考　1. 本簿ハ當落決定ノ時ト給付ノ時ニ記入スルノデアル
2. 分配額ハ入札差金立替ノ場合基準トナル額デアル
3. 記事欄ニハ受給付權拋棄．給付拒絶．入札ナシ等未給付ノ理由ヲ記入スルモノトス

給付原簿に付いて之が合計簿を作成するを要する。

様式は次の如くである。

給付原簿

合計

年月日	要給付高		給付済高		給付未確定高	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額

備考

一、要給付高ハ給付回次ノ經過シタルモノハ當落ノ有無ニ拘ハラズ計算ヲ要スル

但シ現在口數ガ經過回數ニ達セザルニ至リタルトキハ計算ヲ要セズ。此ノ場合給付済口缺口ノアル場合ハ、現在口數ニ加算計算スルコトニ留意ヲ要ス

二、給付済高ヲ進行中及ビ滿會時ニ區分スルモ一良法ナリ

無盡利益備金計算帳

（一〇）無盡利益備金計算帳

本帳簿は組毎に無盡利益金と無盡利益備金とを計算する帳簿である。

無盡利益組入方法の相違に依り、夫々様式を異にする。

原則組入の場合

（A）原則組入の場合

（イ）毎回計算の場合

無盡利益備金計算帳

總回數　　回　　圓會　　組

年月日	摘要	經過回數	給付回次	加入者	無盡利益備金									
					剰餘金		一回平均額		同上累計		組入利益額		殘高	

備考　1.　一回平均額累計額ハ翌期ニ於テ既給付口ノ利益計算ニ役立ツモノトス

2.　初回ノ殘高ハ剰餘金ヨリ組入利益額ヲ差引キタル額ニテ次回ヨリハ殘高＋剰餘金－組入利益額＝殘高トナル

3.　本簿ハ期末一回組入ノ場合ニモ利用シ得ル

註　無盡利益備金殘高が所要備金額に達せざる場合に於ては殘高の次欄に「現在積立高」を設け、利益備金殘高を計算し次に「積立高」の計算を爲し置くを可とする。

計算法は次の如くす。　積立高 ＋ 剩餘金 － 組入利益高 ＝ 現在積立高

（ロ）　期末一回計算の場合

年月日	摘要	回數		加入者	剩餘金	同上累計	一回平均額	期末所要備金
		經過	未經過					

備考　1.　給付ノ都度剩餘金ノ累計ヲ算出シ置キ、期末ニ於テ一回平均額ヲ算出シ之ニ未經過回數ヲ乘ジテ期末所要備金ヲ算出ス

2.　各組ノ所要備金ヲ合計シ、日計表ノ備金額ト對照シ其ノ差額ヲ利益ニ組入ルヽモノトス

3.　本簿ハ之ヲ作成セズ毎期次ノ如キ計算調書ヲ作成スルモ可ナリ

註　無盡利益備金が所要額に滿たざる場合は「現在積立備金」欄を設け、利益の計算は

前期末所要備金 ＋ 今期剩餘金 － 當期末所要備金　　とし、利益組入をなしたる後の會社の積立備金を滿會に近きものより所要額だけ積立て、新しき組の備金は零となす。

無盡利益備金計算調書

昭和　　年　　月末現在

組名	回數		給付口數	剩餘金	一回平均額	所要備金
	經過	未經過				
計						

（B）　滿會組入の場合

無盡利益備金計算帳

圓會　　組

年月日	摘要	回數		給付回次	加入者	剩餘金	同上累計	一回平均額	期末所要備金
		經過	未經過						

備考　1.　給付補塡備金ヲ無盡利益備金ヨリ振替ヘル方法ヲ採用スル場合ハ「期末所要備金」ノ次ニ「給付補塡備金繰入」「積立備金」ノ二欄ヲ設クルモノトス

例外組入の場合

(C) 例外組入の場合

無盡利益備金計算帳

圓會　組

年月日	摘要	回數 經過	回數 未經過	給付回次	加入者	剩餘金	同上計	一回平均額	期末所要備金	利益組入額	積立備金

註　無盡利益備金に付いて元帳型を採用しなかつたのは、單に增減のみならず、計算の基本となるべきもの等を記入する必要があつたからである。
原則組入の場合の如きは計算帳に代ふるに元帳を以てするも差支無い。

給付補塡備金計算帳

(一一) 給付補塡備金計算帳

本帳簿は給付補塡備金を計算する帳簿である。給付補塡備金は原則として期末一回計算の上日計表殘高と對照し、其の不足額のみを繰入るゝのであるから、樣式も亦一種にて充分である。

給付補塡備金計算帳

圓會　組　一回平均額　圓　錢

年月日	摘要	回數 經過	回數 未經過	現在口數	期限經過未給付口數	豫定收支表上換算口數	口數計	期末所要備金

備考　1.　一回平均額＝口數計ト經過回數トヲ乘ジタルモノヲ以テ期末所要備金トスル
2.　豫定收支計算表上ノ換算口數ハ次ノ如キ早見表ヲ用フルヲ可トス

豫定收支計算表上要補塡換算口數一覽表

現在口數	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49
換算口數	6	5	4	3	2	1	1	1	0	0	0	0

備考　計算方法ハ第137頁參照

注　毎回計算する場合の様式の一例を示せば次の如し。

實際口數													
豫定補塡金一回平均額													

年月日	摘要	經過回數	未回經過數	缺口數	給付補塡備金								備考
					給付拒絶口補塡備金				豫定補塡金		經過回數＝對スル所要額計	繰入金額	
					一口ノ不足額	圓							
					一口ノ所要額	拒絶口數	經過回數＝對スル所要額		一回平均額	經過回數＝對スル所要額			

入札差金補償備金計算帳

（一三）

本帳簿は入札差金補償備金を計算する帳簿である。確定配當の場合は「給付補塡備金計算帳」の例に準じて作成する。

入札差金補償の場合は次の如き様式に依る。

入札差金補償備金計算帳

期限經過未給付口一回平均豫定額　圓　錢
同上確定額　圓　錢

圍會　　組

年月日	摘要	回數		一回平均額							期末所要備金	
		經過	未經過	豫定收支表上保證口			期末給付口	期限經過口		計		
				口			口					

備考　1. 豫定收支表上保證口一回平均額ハ早見表（第145頁參照）＝依リ記入ス

2. 期限經過未給付口一回平均額ハ口數＝期限經過未給付口一回平均額＝未給付口數ヲ乘ジタルモノヲ記入ス

3. 期末所要備金 ＝ 一回平均額 × 經過回數

解約返戻金元帳

（一四）

本帳簿は解約返戻金を處理する帳簿であるが記入帳を兼ねて居るものである。

様式は次の如くである。

解約返戻金元帳

團會　組

年月日	摘要 番號	摘要 氏名	借方	貸方	殘高	支拂 返戻金額	支拂 年月日	備考

備考　1.　返戻金額ハ一口毎ノ正味返戻金額ヲ記入スルモノトス

貸付金記入帳

（一四）給付金限度貸付金　拂込金限度貸付金　記入帳

本帳簿は給付金限度貸付金及び拂込金限度貸金を處理する帳簿で、元帳と記入帳を兼ねしむるものである。様式次の如し。

給付金限度貸付金記入帳

氏名	住所	職業	金日 入年月	利息	日數	期間	番號	高 殘	返濟	貸付	付濟日 期日	貸返年月	番號
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	
			・・									・	

日歩

擔保記入欄

番號	種組號	加入人名義	拂込額

摘要

備考　1.　本簿ハ拂込金限度及給付金限度兩貸付ニ利用スルモノデアル

2.　番號ハ貸付番號ヲ記入スルモノトス

第六章　記帳實例

(一)　記帳例題

凡例

一　傳票作成ノ例ヲ示シタルモノハ取引先ヲ詳記シタルモ其ノ他ハ省略シタルモノアリ

前期繰越高

	(借方)	(貸方)
現金	一、一七〇・〇一円	
預ケ金	二四、〇〇〇・〇〇	
株式	六、〇〇〇・〇〇	
營業用土地建物什器	一七、四一二・五〇	
未拂込資本金	五〇、〇〇〇・〇〇	
前期繰越損金	一、四一七・四九	
資本金		一〇〇、〇〇〇・〇〇円
合計	一〇〇、〇〇〇・〇〇	一〇〇、〇〇〇・〇〇

備考　掛金表　大阪式無盡は第九頁掛金表に、東京式無盡は第八頁掛金表に依る。

第二期分取引例

(1)　昭和十五年一月十日　甲種(大阪式)千圓會一組甲外十九名ヨリ加入豫約金二〇〇圓(一口十圓)受入ル

(2)　〃　十四日　甲種一組乙外三十九名ヨリ加入豫約金四〇〇圓ヲ受入ル

(3)　〃　十六日　甲種一組ヲ成立セシメ契約證書ヲ發行シ甲外五十九名ニ對シ開會通知ヲ發ス、印紙代一圓八十錢、切手代一圓二十錢神田郵便局ニ支拂フ

(4)　〃　二十日　甲種一組發會ス、第一回掛金一、二六〇圓(六〇口)入金ス、(內加入豫約金ヨリ振替六〇〇圓)

(5)　〃　〃　發會記念品代一八圓(一口三十錢)A雜貨店ニ支拂フ

(6)　〃　〃　甲種一組第一回入札會執行、甲落札ス　落札額八〇〇圓、入札差金二〇〇圓、會社收得額(一割)二十圓、分配金(五九口)一七九圓九五錢、一口當分配額三圓五錢、分配端金五錢(勘定ヲ起サズ)

(7)　〃　二十五日　社員A外四名給料二六〇圓、集金人E給料四〇圓、勸誘手數料A外三名分三六〇圓(一口六圓)、雜費二三圓五〇錢小使ニ支拂フ

(8)　〃　二月十日　甲種一組甲ニ落札金八〇〇圓給付ス、掛金一、二五八圓(未給付口二一圓)擔保某社株式價格一、二〇〇圓　給付口一、二三七圓)

無盡簿記提要